

| 平成21年第1回基山町議会（定例会）会議録（第2日） | | | | | | |
|--|---|--|---|---|-----------------|------------|
| 招集年月日 | 平成21年3月6日 | | | | | |
| 招集の場所 | 基山町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 平成21年3月9日 | 9時30分 | 副議長 | 池田 | 実 |
| 及び宣告 | 延会 | 平成21年3月9日 | 14時18分 | 副議長 | 池田 | 実 |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 欠員1名 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席等 の 別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席等 の 別 |
| | 1番 | 大 山 勝 代 | 出 | 8番 | 林 博 文 | 出 |
| | 2番 | 重 松 一 徳 | 出 | 9番 | 大 山 軍 太 | 出 |
| | 3番 | 後 藤 信 八 | 出 | 10番 | 松 石 信 男 | 出 |
| | 4番 | 鳥 飼 勝 美 | 出 | 11番 | 原 三 夫 | 出 |
| | 5番 | 片 山 一 儀 | 出 | 12番 | 平 田 通 男 | 出 |
| | 6番 | 品 川 義 則 | 出 | 13番 | 池 田 実 | 出 |
| | | | | 14番 | 酒 井 恵 明 | 欠 |
| 会議録署名議員 | 6番 | 品 川 義 則 | 8番 | 林 博 文 | | |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | (事務局長) 宮 原 昭 | | (係長) 古 賀 初 美 | | (書記) 毛 利 博 司 | |
| 地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名 | 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 税務住民課長 健康福祉課長 | 小 森 純 一 松 隈 亞旗人 大 石 実 小 野 龍 雄 安 永 靖 文 岩 坂 唯 宜 | こども課長 農林環境課長 まちづくり推進課長 会計管理者 教育学習課長 | 内 山 敏 行 吉 浦 茂 樹 平 野 勉 高 木 英 文 古 賀 芳 博 | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 平 田 通 男

- (1) 一般行政
- (2) 福祉行政
- (3) 教育行政
- (4) 下水道行政

2. 原 三 夫

- (1) 定額給付金について
- (2) 子育て応援特別手当について
- (3) 浄化槽整備区域促進特別モデル事業について

3. 品 川 義 則

- (1) 中学生の学校への携帯電話持込について
- (2) 安心・安全を守る取り組みについて
- (3) 町の活性化対策について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

副議長（池田 実君）

本日、酒井議長が病気のため欠席されますので、地方自治法第106条の規定により副議長が議長の職務を行います。

なお、私は一般質問を本日の 4 番目に通告しておりましたが、諸事情により取り下げます。ただいまの出席議員数12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

副議長（池田 実君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位とします。

まず最初に、平田通男議員の一般質問を行います。平田通男議員。

12番（平田通男君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は町政会に所属しています12番議員の平田通男です。今定例議会は全議員が一般質問をしたという今まで基山町議会始まって以来の出来事であり、議会活性化のためにも大変喜ばしいことであると思っております。

早速、一般行政、福祉行政、教育行政、下水道行政の 4 つの案件について質問をいたします。

まず、一般行政については、小森町政 2 期目、6 年目を迎えられようとしています。しかし、この中で、今後、副町長を置かないで小森カラーを鮮明に出される立場にあられる状況の中で、21年度予算を本会議に提案されております。小森町長の政策予算として10,000千円以上の重大事業について、それぞれ説明をしていただきたいと思っております。

2 番目に、福祉行政についてお尋ねをいたします。

今後、高齢化社会が急速に進展する中で、基山町も全く同じような状況が発生しつつあると思っておりますが、老人介護について、2 点にわたり質問をいたします。

まず、その 1 として、基山町の老人介護の現状について。

私は老人というのは、本来なら65歳以上と言われるわけですが、現代では私なりに80歳以上が老人であろうと思っておりますので、80歳以上に仮定してお答えいただきたいと思っております。

まず、基山町内の独居老人数は何名でしょうか、お尋ねをいたします。できましたら、男女の区別で説明をお願いしたいと思います。

次に、町内の、いわゆる老老介護世帯数は何世帯でありましょうか。これも80歳以上の御夫婦は何世帯あるかお答えください。

3番目に、独居並びに老老世帯への具体的な対応はどうかお尋ねをいたします。

また、今後、介護センターを設置したり、あるいは直接介護士を雇用し、町単独でも事業を進められるかどうか、その計画があるかどうかについてお尋ねをいたします。

3番目に、教育行政についてお尋ねいたします。

ことしの4月より施行される指定管理者制度移行後の教育行政について、4点について質問をいたします。

まず、前年度、いわゆる20年度と比較をして、教育委員会の職員の配置数はどのようになっているのか。3分野に分けてお答えください。まず、学校教育関係、2番目に生涯教育関係、3番目にスポーツ関係、現在は何もかも一緒になっているようですが、住民スポーツ関係について、具体的に20年度は何名、21年度からは何名になるということをお答えいただきたいと思います。

次に、佐賀県内の10市10町の中で、生涯学習課 名称はいろいろあると思いますが、生涯学習課、社会教育課、文化課、あるいは体育保健課を設置していない市町があれば具体的に示していただきたいと思います。今述べました4つの課が1つでもあれば、その必要はありません。いわゆる学校教育課一本でいっているところはどこにあるかということでお答えいただきたいと思います。

次に、21年度より、これはあくまでも仮定ですが、参事制度がなくなるのではないかと考えています。今、教育委員会には参事がおります。その参事を2週間後の4月1日から配置するのかもしれないのか。そして、今、スポーツ係長もおりませんが、社会体育に関しては行政組織の中ではほとんどありません。そのような置いていない中で、本当に基山町はスポーツの振興の町と言えるのかどうか、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

同じ問題で、町長は協働のまちづくりを推進されようとしておりますが、町長にとって住民スポーツの振興は今後大切なソフト事業ではないかと思いますが、教育委員会ではスポーツ係長も置いていないような状況の中で、その協働のまちづくりが本当に推進されるのかど

うか、町長の所見をこの点についてもお伺いいたします。

最初は教育長の立場で、次は町長の立場で、それぞれ所信を述べていただきたいと思います。

最後に、下水道行政について、2点にわたり質問をいたします。

この件に関しましては、過去10年の間、私なりに、あるいは同僚議員が同じ質問を繰り返してきております。その都度、検討しますで終わっておりますが、本当にどのような形で検討してきたのか、この点については慎重に考えて答弁をしていただきたいと思います。きょうはこの点が中心になってくると思います。

具体的には、基山町の下水道行政を推進していく中で、下水道の接続工事がどのような形で促進されているのか、推進されているのかが本当に大切なことだと思いますが、その下水道工事を推進するための支援策について、具体的にどのように検討をしたのか答弁をしていただきたいと思います。

最後に、この下水道工事について、現在、本管工事が町内各所で進められておりますが、2月1日現在で本管が通っていないながら接続工事がなされていないおうちは何軒あるでしょうか、具体的な数字を出していただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いしておきます。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それではまず、私のほうから平田通男議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の一般行政、(1)でございます21年度予算に見る小森町政の政策予算で、予算額10,000千円以上の事業の中で上位10大事業について説明をということでございます。

事業の中で幾つかあるわけでございますけれども、まずは金額を要するというようなことでもございましょうけれども、まず、基山小学校改築工事といたしまして195,705千円、これは外構工事を含む屋外運動場整備工事及び屋外トイレ等の新築でございます。それから次に、町民会館指定管理料として37,500千円、体育施設指定管理料として37,300千円、これは町民会館並びに体育施設の管理運営を指定管理者制度を導入するということでございます。基山中体育館改修工事として30,387千円、基山中学校体育館の耐震改修工事でございます。それから、桜町・伊勢山線道路改良工事として25,000千円、年の森・日渡線道路改良工事として

25,000千円、塚原1号線道路改良工事として10,000千円、これらはまちづくり交付金を活用するものでございます。次に、妊婦・乳幼児健康診査委託料として12,043千円、妊婦健診を5回から14回に拡大するものでございます。これは一種の国の事業ということでもございます。それから、若基小学校特別教室棟改修工事として11,856千円、まちづくり交付金を活用し、空き教室等の改修を行い、学童保育施設として利用するものでございます。次に、桜町・神の浦線測量設計委託料として10,782千円、こちらもまちづくり交付金を活用するものでございます。

大きな2の福祉行政、(1)老人保健(80歳以上)についてということで、アの町内の独居老人数は何名かということでございます。これは1月末現在で262名でございます。男性が47名、女性が215名でございます。

イの町内の老老介護世帯数は何世帯か。これも80歳以上ということでございますが、1月末現在で58世帯でございます。

ウの独居、老老世帯への具体的対応はどうしておるのかということでございます。主な対応としましては、配食サービスの利用、緊急通報システムの設置、包括支援センター職員による訪問を行っております。

(2)介護支援センターの設置、または介護士の雇用は考えられておるかということでございます。

地域包括支援センターは、直営で健康福祉課内に設置し、在宅介護支援センターは寿楽園に委託し、相談業務等に対応をいたしております。介護関係の職員を町が直接雇用する考えは現在のところはございません。

3の教育行政、これは教育委員会ということでございますが、これはどうでしょう、(4)の協働のまちづくり、これは先に私が申し上げてよろしゅうございますか。(4)の協働のまちづくりを推進しようとしているが、住民スポーツの振興はソフト事業の大切な柱の一つではないかという御指摘でございますが、協働にはいろんな定義づけがございますが、私も申し上げております、みんなが生き生きと元気にまちづくりに参加することという考え方をすれば、まさに健康スポーツは協働の大切な部分であると位置づけております。そしてまた、スポーツに限らず、文化活動、いわゆる生涯学習は町にとりましては重要な政策課題の一つであるというふうに考えております。

4の下水道行政でございます。(1)下水道接続工事を促進するための支援策を本当に検討

したのかと、具体的に答えるということでございます。

平成14年度から水洗便所改良資金融資斡旋制度を検討し、金融機関と協議してありますが、金融機関が協定書に損失補填の項目を求めて、町はそのことが財政運営に影響を与える可能性があるとして結論が出ずに、損失補償の項目を協定書に入れるかどうかで協議が成立いたしませんでした。そういう経過でございます。

(2)の接続していない家は何軒あるかということでございます。平成21年2月1日現在で、未接続の公共ますは355戸でございます。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから教育行政についてお答えをいたします。

まず、(1)指定管理者制度移行後の行政組織についてでございます。

現在、学校教育係は課長を除き11名の職員で対応しております。係長が給食センター長を兼務しております。学校教育係の内訳としましては、学校教育の係に3名、それから給食センターの係に8名、計11名でございます。

一方、生涯学習係は8名で、町民会館に4名、体育館に4名、また図書館に3名の職員がいます。このようになっております。

今回の指定管理者制度導入後は、町民会館と体育館の窓口業務その他にかかわっております2名を減じるものと考えております。これはあくまでも教育委員会としての考えであり、数の増減につきましては、現在、町長部局と協議をしているところでございます。

次の(2)県内10市10町の中で、生涯学習課、それから社会教育課、文化課、体育保健課を設置していない市町があれば具体的に示せということでございますが、10市におきましては、すべて2課以上設置しております。10町におきましても、玄海町、江北町、本基山町を除く7町は2課以上設置しています。つまり1課だけの町は3町だけだということでございます。

次の(3)でございますが、21年度より参事、スポーツ係長とも配置しない状況の中で、スポーツ振興の町と言えるのか、教育長の所信を問うということでございますが、行財政、それから機構改革の面から考えますと、そのような状況にあることは私も承知をしております。が、職員の数の決定、配置に関しましては、私が決定する立場にありません。先ほども申し

上げましたとおり、町長部局と協議をする中で、教育委員会の考えを述べていきたいと思えます。

議員が言われますとおり、これからの社会は高齢化社会が進み、生涯学習、中でも生涯スポーツの振興が重視されると思えます。文科省や県が進める総合型地域スポーツクラブなどの事業がございますが、これはだれでも、どこでも、いつでもスポーツに親しむことのできるということを目的としておりますが、こういうクラブも設置をすることが必要になるかと思えます。まさにこれらの活動がスポーツ振興の町に当たるかと思えますので、そういう意味からも、生涯学習係のスポーツ担当の充実が大事かと私は思っております。

以上です。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

これより一問一答に入らせていただきたいと思います。御答弁をよろしく願いたいと思えます。

まず、設問1の一般行政について、小森市政6年目を迎えられました町長におかれましては、小森カラーを極力出していただきたいと思います強く思っております。今回、副町長を置かないという条例も出されるくらい、前向きに検討をされていることだろうと思えます。この21年度予算の中に、小森カラーがどのくらい出ているのかということで質問をしたつもりであります。

幾つかカラーは出ていると思えます。私なりに答弁の中で考えさせていただきましたことについて述べたいと思えます。

まず、体育施設、あるいは町民会館を指定管理制度へ移行したために生じた委託料として合計74,800千円が上げられております。これは決して小森カラーではないのではないかなど。指定管理制度に持っていったことが小森カラーかなというふうに思いますが、具体的に今まで町民会館なり体育施設を維持管理していくために使った経費は、今回、創建に委託されました74,800千円に近い金額なんですよ。ほとんど変わりません。それが今回の予算の中で一つの特色として74,800千円の委託料を組んで提出をされたということは、それが小森カラーとするならば、指定管理制度は何のためにしたのか、大変疑問に思うところであります。

これは後ほど、この指定管理制度に移行したために教育委員会の職員が減らされるという

形としてあらわれてきています。それが本当に小森カラーであるならば、指定管理制度に移行したことが今度の小森町長としての大きな政策変更であるのかなというふうに理解をしております。

いずれにしても、この指定管理制度については後でまた詳しく入りますけれども、今後、じっくりその成果について見守っていかなくてはいけないのではないかと思います。

2番目に、基山小学校の改築工事費として195,000千円について、事業の一環であるとして説明をなされました。これは工事がずっとなされてきたわけでありまして、とても小森町長そのものの政策カラーではないというふうに私は思います。ただ、この中で、今後工事が進む中で、今考えられております、いわゆる小学校の道路側の歩道が大変狭い。その狭いために、今後拡張をして子供たちが登下校しやすいように配慮をしていくということが考えられておりますが、そのようなことが私は一つの町長の大きな意向として、ここに出てきているのではないかと思います。

今回、町長が示された小森カラーの中で、私はまちづくり交付金の活用というのが大きく占めているのではないかと思います。それぞれ3路線の工事費用60,000千円、それから新しく桜町・神の浦線測量委託料10,780千円、こういうものがすべてまちづくり交付金の活用によって小森カラーを鮮明に打ち出されてきたのかなということが評価できるのではないかと思います。それから、今後、追加予算の中で、今回まだ上がっておりませんが、追加議案の中で、基山小学校区内のひまわり教室を新しく基山小学校の中に設置をするということが提案されると聞いておりますが、これこそ小森カラーではないかと思います。今回、まだ予算に上がっておりませんので、ここでは出してきてありませんけれども、そのように理解をさせていただきたいと思います。

それと妊婦健診のことがそこに述べられておりますが、これはあくまでも国策であり、決して小森カラーではないというふうには考えます。

担当課長にここはお尋ねしますが、今回、12,040千円の予算が計上されておりますが、具体的には何名分と考えられておりますか、お答えください。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

申しわけございませんが、ちょっと人数的には今のところ資料を持ち合わせておりません。

5回から14回にふえます額を一応上げさせていただいておりますので、後ほどそれは調べて、また御報告申し上げたいと思います。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

単純に5回から14回に変わったわけですから、プラス9回ふえたということでの積算をすれば出ることですね、大体は。

それで、町長にお尋ねしますが、今回、21年度予算の中で小森カラーとして占める事業を説明していただきました。ただ、私は残念で仕方ないわけですが、この小森政策の中に、町長が6年前に公約をされた、いわゆる農産物直売所を設置していくと。しかも、この農産物直売所につきましては、2,000千円のコンサル料を払ってまで計画書ができ上がっているわけですね。それでいて6年前に公約されたことがいつの間にか消えていっていると。予算の中にも全く出てきておりませんし、その辺についてはどう考えられているのかお答えいただきたいと思います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この農産物直売所、これは議員御指摘のように、私も最初の立候補する前からの公約といえますか、私の希望でもあったわけでございます。それで、ずっと言い続けもしましたし、また実際問題、コンサルタントの調査もいたしまして、場所も数カ所選定して検討もしたわけでございますけれども、本当に申しわけないんですけれども、実際進んでいないというのが現状でございます。

と申しますのも、これはやっぱり相手あってのことだということでございますし、特定の場所でということでの検討までしたんですけれども、それ以上、進まなかったということもございます。しかしながら、決して私の気持ちの中でも消えたというようなことではございません。これから先の基山町の農業、あるいは町の活性化を考えたときには、これはどうしてもやっぱり何らかの形でやっていきたいということでございますので、私どももまたこれからも、検討ばかりじゃいかなのですけれども、十分頭に入れながら検討もしていきたいというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

その間の事情はよくわかりますけれども、もう既に6年が経過しようとしているわけですね。その中でも、あくまでも努力目標なののでしょうか。私はやれるならやる、やらないならやらないと、はっきりしたほうがいいのではないかと考えています。これはあくまでも私の意見ですが、そういうような意見を申し上げて、一般行政については終わりたいと思います。

次に、福祉行政についてお尋ねをいたします。

基山町の独居老人数が262名という数字を示されました。担当課長にお伺いいたしますが、262名の中で、いわゆる在宅独居老人数は何名なのでしょう。施設に入っている方を除いて、本当にお一人で基山町の中でお住まいの方は何名と掌握されていますか、お答えください。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

この260名につきましては、一応住民基本台帳での数値でございます。ですから、現実的に状況の実態というのは把握しておりませんが、施設等を除けば200名程度が在宅ではないかというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

いわゆる寿楽園等、あるいはほかの民間施設等を除いて、約200名ぐらいの方が在宅独居老人だということは、一言でいえば、200軒のうち80歳以上の方がお一人でお住まいだと。そのことについては、当然、一軒一軒、どなたがどこにどういう状態の中で生活してあるということについては掌握をしてあることと思うんですね。その辺のいわゆるセーフティーネットなり、どのような形で設置してあるのかお答えいただきたいと思います。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

先ほども申し上げましたとおり、いわゆる一戸一戸実態調査をしたわけじゃございませんが、基本的には、町長のほうからもお答えありましたが、今、基山町の地域包括支援センターというのを健康福祉課内に設置をしております。その中で、訪問、あるいは電話等の相談、それからサービスに関するケアプランですね、そういうのを130件程度、今、作成をいたしております。それから、委託をしている部分も含めると180件程度、そういう相談業務に応じておりますので、そういう中身については、うちのほうで把握をいたしておりますが、それ以外につきましては、いわゆるそういうサービスを受けてもらえない元気な老人の方というふうに認識しておりまして、実態的な把握はその分はできておりません。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、在宅独居老人の約200名の中の180名以上については、セーフティーネットが張られているというふうに理解させていただきたいと思います。

それから、いわゆる老老介護の問題ですが、先ほどの御説明によりますと、58世帯、私は本当にこれは少ないなとちょっと驚いているわけですが、それだけ基山町の場合は同居が多いというふうに理解してよろしいんですかね。老人だけ、80歳以上の老夫婦の組み合わせでは58世帯、人数にして116名の方が80歳以上の御夫婦であると。ということは、前の独居老人から比べると大変少ないわけですが、その分、基山町では、いい意味でまだまだ同居が多くを占めているというふうに理解してよろしいのかどうかお尋ねをいたします。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

58世帯という数字的に見ますと、6,000世帯からいたしますと1割弱ということでございますので……（「1%」と呼ぶ者あり）ああ、1%ですね、失礼いたしました。

確かに少ないか多いかは、ちょっと私もそれぞれの考え方はあると思いますが、いわゆる同居世帯が多いのではないかと、私もそう思っておるところでございます。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、これも課長にお尋ねですが、あくまでも推測ですけれども、10年後の基山町の状態ですね、独居老人数が大体何名ぐらいになるのか、あるいは老老世帯が何世帯になるのかということについては、推計で結構ですが、どのような数字をお考えでしょうか、お尋ねいたします。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

10年先という御質問でございますが、ちょっとそういう数字を今持ち合わせておりませんが、今以上にふえるだろうというように予測はいたしております。老老世帯、独居世帯、当然ふえてくるわけですが、今、一番問題になっておりますのは日中独居、ここら辺の把握がなかなかできない面もございますので、そういうのも含めまして、今後ふえてくるものというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

これは一般質問の通告の中で数字を出してくださいということを言っているはずですがね。2回目の質問でお伺いしますので、掌握をしておってくださいと。来ていないんですか。していないんですか。（発言する者あり）

それでは、こちらのほうの手続が十分じゃなかったんじゃないかと思しますので、その点については結構です。

それから、町長の回答の中で、これらの独居老人、あるいは老老介護の世帯について、配食サービスや緊急通報システム、訪問介護等で努力はしているということについては敬意を払いますけれども、これらの対応策として、その中で、今後、介護職員を雇用する計画はありませんというようなお答えがあったと思いますが、これから10年後、せめて10年先のことを考えて、いろんな計画を立てていかななくてはいけないと思いますが、そのために10年後の数字を出してもらいたいと思ったんですが、それが出ておりませんが、今の率からいくと物すごい数字になってくると思います。黙っておっても10年はすぐ来るわけですから、そのためのこういう老老介護なりセーフティーネットの整備なりについては、もっと具体的な計画をやはり立ち上げていかななくてはいけないんじゃないかなと思います。その辺についてどの

ように考えられているか、いま一度課長の答弁をお願いしたいと思います。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

数字的な把握をいたしておりませんので、大変申しわけございません。

将来的なお話でございますが、今、介護保険関係で取り組んでおりますのは、元気な老人を元気なままにふやしていきたいと、いわゆる介護をなるべく受けられないような皆様方の状況を拡大していきたいということが前提になっておりまして、そういう意味で、地域包括支援センターあたりの充実を図るということでございます。

ですから、介護関係の職員ということで御質問ですが、介護職員でもいろいろございまして、嘱託でございますが、今、うちのほうで雇っておりますのは、地域包括支援センターの社会福祉士、それからケアマネジャー、それと保健師、その4名を雇っておりますが、これはあくまでも嘱託でございます。その他の介護につきましては、御承知のとおり、今、いわゆる民間といいますか、寿楽園等の社会福祉法人等で充実をしていただいておりますので、そういうところに今後お願いをできればというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、10年後はもうすぐ目の前にやってくるわけですが、今後、この策定計画をつくれる上に、あくまでも絵にかいたもちにならないように、本当に実施できるような計画を私はつくっていただきたいというふうに思います。

そのことをお願いしまして、福祉行政については終わらせていただきます。

次に、教育行政についてお尋ねしますが、その質問書を見られるとわかりますように、私があえて4つに分けて提出をしているのは、私の意図ははっきりおわかりだと思うんですね。今回の指定管理者制度、それからその前に行われた基山町の行財政改革の中で、基山町の教育行政組織がこれで十分機能するのかと。そして、特に県内10市10町との比較、これはもっと挙げれば、福岡県全部挙げても、こういうところはないですよ。基山町だけ。それだけ基山町は教育行政について、これだけのことでやっていけるということを出してきているわけですから、私はできないと思って、あえてそのことを順序立てて質問をしているつもり

です。

そういうことで、改めてもう一回、一問一答で質問しますので、的確な回答を出していただきたいと思います。

まず、県内の10市10町の中で、玄海町と江北町が基山町と同じような行政組織になっているというような答弁がありました。私が調べた範囲内では、この2つの玄海町と江北町については、教育長の下に次長制度があります。教育長がい、次長がい、その下に課長がおります。基山町は教育長の下に課長1人です。そういう大きな体制の違いがあります。

それから、県内の10市10町にはそれぞれ給食センターができております。給食センターの中には、それぞれその専門のセンター長を含め、職員が配置されております。基山町は学校教育係長が兼務しております。たった1人の兼務。ほかの10市10町は全部職員を配置しています。多いところでは、この町段階でもセンターには2名の職員を配置しています。それだけ重要な仕事であり、大きな重みを持っていると思います。それを基山町ではあえてセンター係長兼務という形で行政組織をつくり上げています。それで本当にできるのでしょうか。

これは教育長にお尋ねですが、基山町は4月から学校教育においては職員数は8名から8名だから、全然変わっていないわけですね。その上に給食センターが新たにできているわけですから、当然ここには職員配置はしていないということですよね、兼務だから。そういう中で、本当に兼務させて、あれだけ重要な職務が全うできるのでしょうか。まず、この点について、教育長は町長部局から職員が配置されるので、答えようがないというような答弁でしたけれども、そういうことであるなら町長から答えてください。それでやっていけるんですか。

わざわざほかの市町の例を挙げてきたのは、どこを探しても、こんな町はないわけですよ。恐らく福岡県を探してもありませんよ。新しく給食センターという施設をつくっておいて、そこにセンター長も置かないで、置いたとしても兼務をさせておいて、下の事務職員は1人もいない。そして、何千万円という給食費をそこで動かしていつている。そんなことが本当にできるんですか。できるとおっしゃるなら、できるだけ根拠を示してください。どちらから答弁もらえますか。立場は教育長でしょうから、まず教育長から答えてください。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

行財政改革、機構改革がございまして、こういうふうな組織になったわけですが、給食センターに関しましては、とにかく給食センターが稼働してから何カ月間かは、その様子を十分に見ようということはあったわけですが。

今、議員おっしゃいますように、事務の関係が若干煩雑な面もあるかなということがございます。そういうこともありますものですから、今回、先ほども申しましたように、町長部局のほうに意向を伝えて、このあたりをただいま協議しているところでございます。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

町長に聞いても同じ答えでしょうから、これ以上聞きませんが、その点については、給食センターが稼働して2カ月、もう3カ月目になろうとしています。今後どのような形で進めていくのか、両方で、町長部局、それから教育長部局、それぞれ前向きに検討していただきたいと思います。

それで、給食センターに関して、今回の予算の中で給食配送業務のために委託料が組んであります。これにつきまして、委託料が2,550千円組んである。これで財政改革になっているんですか。給食センターを設置するときには、いろんな問題点があって、3校にある給食センターを統廃合することによって何らかの財政改革がなされるという説明がされたはずですね。もちろん新しい施設をつくるんですから、それだけの設備投資をし、そして子供たちに安全でおいしい食べ物を与えるためのいろんな努力をされたことは当然のことだと思います。そのことについては大きく評価するわけですが、あくまでもセンターを統一するときに、センター化するとき、財政改革上、これだけのプラスになるという説明をなされてきているわけですね。

担当課長にお伺いしますが、給食センターをセンター化するとき、センター化をすれば従来の維持費のために使っていた町費を幾ら削減できると策定されていたのかお答えいただきたいと思います。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

今の質問で、3校を統合して幾ら節約できるかという問題でございますけど、この件につ

きましては、3校の職員は現在不足しておりますけれども、センター化になって、現在の8名がそのまま対応するというので、予算上でいきますと、20年度の当初予算、それから21年度の当初予算といたしましては給与に関しては同じでございますけど、臨時職員につきまして、20年度の当初では約6,060千円、それから21年度では5,880千円でございますので、臨時については若干下がっておりますけど、配送分が上がっております。

先ほど言われております人件費等の分については、まだ把握しておりませんので、今後調査したいと思います。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

今後調査するといっても、要するに今まで町民に対して給食をセンター化することによって、これだけの利点がありますよと、町自体も財政上、これだけのプラスに改革によってなりますよということをやっているわけでしょうが。それで、そんなのはすぐ右から左に数字は出てこないかんですよ。

しかも、ここで言いたいのは、給食配送業務のために委託料をつくっております。そして、この中では、8,000千円ぐらい出して基山町専用の車を買っていますね。金額ははっきり覚えていませんが。そして、あえてその業務を民間に委託しています。表面上は基山町内から募集しますということを広報で出して、あの条件の中で人が集まってくるわけがない。そして、人が集まらなかったから民間に委託をしました、その代金が1年間2,550千円かかりますと。委託料として2,550千円、新たにここに出てきておるわけですね。これを差し引きますと、財政改革どころか、これは大きなマイナスですよ。

ここで、これは教育長にお尋ねですが、この給食センターが今、学校教育関係が事務職を含めて8名から8名ですから、変わっておりません。それにさらにプラス給食配送業務をするために1名を雇用し、2,550千円を財政支出しようとしています。これを基山町の職員でできないんですかね。できない理由はどこにありますか。教育行政の中で改革をするために2名減したと、職員が2名減ったということであるならば、その中の1人でもここに回したらどうですか。そして、今、現業職というのはないわけでしょうから、その人に車の運転をしてもらって、給食を若基小学校まで運んでもらって、そのことも業務の一つとしてやれないんですか。やれない理由はどこにありますか、お答えいただきたいと思います。

これは2,550千円といったら、1人の給料ですよ。若い職員だったら1人の給料ですよ。その職員の給料をわざわざ2,550千円つくらんで、今の職員の中から対応したらどうですか。教えてください。

副議長（池田 実君）

答弁は。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

この配送業務につきましては、非常に厳しいところがございます。それは何かといいますと、衛生面がとても重要でございますので、検便等にしても月々何度も行かなくてはならないとか、それから作業衣服の支給、運転免許証は普通車で構わんでしょうけれども、なかなか大きな車ですから、何といいますか、それになれるということも一つ大事なことでございます。

そういうことをいろいろ考えるに、これは委託したほうが格安になるんじゃないかという協議をずっと続けてきたわけでございます。もちろん職員がこれにかわって、この業務をやるということも可能でございますので、その点も協議の中で出てまいりましたけれども、果たして運転だけを職員がする、配送業務だけをするということについてどうなのかとか、いろんな協議がございました。その結果、一番いいのが現在の方法じゃないかと。もちろん町民の方にも雇用について公募をいたしましたけれども、それはいろんな面から応募がなかった。条件が余りよくありませんでしたので、そういうこともいろいろございまして、現在の方法が一番最良の方法じゃないかということでございますが、今、議員がおっしゃいましたように、今後は職員のほうでもそれが可能かどうか検討をする余地はあると、こういうふうに考えております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、今まで町民に対して、給食センター3校のものを1カ所にセンター化することによって、これだけの財政改革になりますよと言ったことはうそなんですか。いろんな問題点が指摘をされて、町としてはセンター化することによって財政改革になりますということを何回も言ってきている。ふたをあけてみれば、財政改革どころかマイナスになっている。これは人件費だけですよ。人件費だけでマイナスになっている。それにさらに設備投資

は何億円という金をつぎ込んでいるわけですから。

これはもう一度ですね、本当に合理化をしようと思うならば、思い切った施策をやらないといけないと私は思います。教育委員会部局と町長部局でこのことについては十分話し合いをしていただきたいと思います。この問題は、6月にもう一回質問をいたします。

次に、生涯学習についてお尋ねをしますが、今回の指定管理者制度への移行に伴って、今まで8名体制であったものが6名体制になるだろうと。すなわち2人減るだろうというふうな答弁がなされました。この中には、参事の問題は含まれているのでしょうか。私が知る限りにおいては、これは入っていないですね。

そのことについて、4月のことですから、町長は当然もうお考えだと思います。参事を置かないでもやっていけということであれば、そう答弁してもらいたいし、それはそれなりにやり方があると思いますので、お尋ねをしたいと思います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに人事の時期になっておりますので、私もいろいろと考えもし、教育長部局とも話し合いもしておるところでございますけれども、確定じゃございませんから、余り申し上げるべきじゃないのかもわかりませんが、今の私の気持ちとしましては、参事は特には置かないつもりでございます。

なぜかといいますと、今までは庁舎外といいますか、いわゆる町民会館と、それから体育館というようなことで離れておりましたから、それを1つに連絡をまとめるというような意味もございまして、参事というような形をとっておったわけでございますけれども、今度は2階にみんな集めると、集まるということでございますので、そのところはもう参事の必要はないのかなと。運営とか企画立案に関しましては、やっぱりそれなりの役割が当然あったと思うんですけれども、それは一括して教育学習課のほうでやるというような考えを持っております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

ちょっと私の時間の配分が間違っておりまして、後のほうが厳しくなってきましたので、

まとめていきたいと思いますが、今の町長の答弁で、恐らくそうなるだろうということは予測をいたしております。最初から言っておりますように、今度の行政改革によって教育委員会の行政組織が、私は他の市町に比べて劣悪であるとあえて言いますが、劣悪な状況にあると。そういう中で、もし今の町長の答弁を含めまして変更できることは、私はこの中で、ほかの市町にない1つの大きな職責として、基山町には指導主事が置かれています。これは佐賀県下にもそんなたくさんありません。教育長がい、その下に、ほかは2課、3課持ってきて、そして職員が配置されています。基山町の場合は次長がおりませんで、指導主事というのを置いてある。これは現実的には学校指導主事ですよね。学校教育指導主事。ということであるならば、この方の賃金等についても、課長レベル、あるいは課長以上の賃金が支払われていると思いますが、そうすれば、その方を指導主事兼学校教育課長と位置づけて、現在の教育学習課長を生涯学習課長というふうに名称を変えて、2つの流れで行政組織をやっていく以外ないんじゃないかと。そういうふうにやらせようと思ってありますけれども、はっきり行政組織の上でそういうふうな分け方をすることは教育委員会で自由にできるんでしょう。別に問題はないんでしょう。そうすれば、基山町も2課制になるし、生涯学習のほうに専任の課長がつくわけですから、何とか補えるのではないかと思います。そのことはぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、給食センターの運営については、私は極力町の職員で対応ができるように前向きに検討をしていただきたいと思います。1年間やってみたらどうですか。1年間やってみた結果として、いろんな問題が派生してくると思いますので、検討を加えていただきたいと思います。

それから、生涯学習課の中に、今はありませんが、生涯学習参事もなくなる、そういう状況の中で、スポーツ係長もいないんですよ。スポーツ係長もいないのに、どうしてスポーツ振興ができるんですか。基山町の行政組織というのは、そんなにすぐれているんですか。行財政改革審議会の中でやった結果として、庁内の課長や係長、あるいは係の人の中から集めて行政改革をやったわけですよ。その時点でもこれはすったもんだしているわけですが、結果として、ほかの市町にどんなに比較しても、スポーツ係長もいないような町はどこもないですよ。それでいて、一方ではスポーツの町、盛んにしなさい、ソフト事業をどんどん展開していきなさい、生涯学習の町にしなさい、それはあくまでも希望観測であって、実際に動く人がいないんだから。これは教育委員会の中で組織としてつくれるんでしょう、スポー

ツ係長は。係長を1人つくればいいんだから、一銭もかからないんだから。そういう行政組織の流れをこれは絶対つくってもらいたいと思います。このことも6月にもう一回聞きます。できていなければ、とことんまで聞いていきたいと思います。本当にできるのかと。

何でも希望的な観測で、こういうふうにしたらこうなるということだけで、実際に動く組織がなければ現実問題として動けるわけがない。その辺を理解してほしいと思います。

時間が余りありませんので、下水道問題について、最後お尋ねします。

これは町長にお尋ねですが、回答によりますと、平成14年に下水道を推進するために金融機関と協議をしたというふうに答弁をされました。町長になられたのは平成15年からですかね、今の新しい町長になって、そのようなことについて協議をされた事実があるんですか、教えてください。課長、教えてください。いつ何回こういう協議をしたのか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

町長が先ほど答弁いたしましたように、平成14年度からこの融資斡旋制度については検討してきまして、そして金融機関とも協議をしまいいりましたけれども、最近では18年度と19年度に数回、協議をしたというふうに私は聞いております。

ただ、先ほども町長が答弁いたしましたように、最後まで詰まらなかったのが損失補償の項目をこの協定書の中に入れるか入れないかということでございまして、ここがなかなか町と金融機関との話の中でどうしようもないというか、縮まらないということで、今現在、まだ継続中という状況になっております。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

本当にやったんですか。私が金融機関に聞いた限りにおいては、やっていないですよ。確かに14年ごろ、そういう話が進められて、そして、下水道を普及していくために、住民の人が融資を受けやすいようにやりなさいということは何回も言ってきている。しかし、今回の答弁にあるように、平成14年ごろやっただけで、あとはやっていない。その間、ここで私たちは何回一般質問でやったか。その都度、検討します。検討した結果、何もしていないんです。

町長は報告の中で もう余り時間ないですが、町政報告の中でも、工事の進捗率は何%でありますというような説明をなされました。本当の進捗率はそうじゃないんでしょう。本管をつくって、下のほうから各家から接続するのが本当の進捗率でしょう。それによって下水道使用料なんかはずっと上がってくるわけだから。今の答弁だと、355軒がしていないということは、町長、これは70%ですよ。本管工事をしたところの70%しかしていないわけです。

副議長（池田 実君）

時間が来ました。

12番（平田通男君）続

わかりました。その辺を十分に考えて、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

副議長（池田 実君）

以上で平田議員の一般質問を終わります。

10時55分まで休憩をいたします。

～ 午前10時41分 休憩 ～

～ 午前10時53分 再開 ～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

次に、原三夫議員の一般質問を行います。原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員の原三夫でございます。今回の一般質問につきましては、3項目について質問をいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、定額給付金の問題について質問をさせていただきます。

これにつきましては、いろんな番組で報道等でも盛んにいろいろとお話が出ておりますので、町民の皆さん方は十分御承知のはずだと思っておりますが、内容について少し質問をさせていただきます。と思っております。

(1)の定額給付金の見込み額とその内訳についてお聞きします。これは基本的に国民1人当たり12千円と、それと18歳以下、65歳以上が12千円に8千円を上乗せして20千円ということですので、その3段階に分けての内訳の明細を御答弁願いたいと思います。

(2)定額給付金の支給開始までの手続の流れについてどうなっているのか。それから、支給時期はいつごろになるのか。新聞によりますと、基山町は5月22日ぐらいかなというふうに予定としては書いておりましたけど、その点について、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

(3)の定額給付金支払いの準備事務ですね、準備のための事務はどの辺までどのように進んでいるのかについてお尋ねをいたします。

(4)所得制限についてでございますけど、これは所得金額で18,000千円、こういうことが取りざたされておりましたけど、これは自治体の判断に任せるというふうになっております。そこで、基山町としてはどのようなになっているのか、所得制限について設けるのか設けないのか、その点についての判断をお聞きしたいと思います。

(5)給付金に対する対策室及び相談窓口等の設置についてでございますが、これは非常に大変な事業だと思っておりますので、約1万8,000人とはいえ、大変な作業だと、そういうことで、町民からの定額給付金並びにこれと並行して行われます子育て応援特別手当等にいろいろと相談なり、電話も含めてあると思われまますので、そのことについて、ぜひ相談窓口を私は設けるべきじゃないかと思っておりますので、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

(6)定額給付金を町内で効果的に活用するために、どのような具体的な取り組みをされておられるのかお尋ねをいたします。

大きな2番の子育て応援特別手当についてでございます。

これは定額給付金ばかりを言われておまして、これも一つの国の第2次補正予算の中に入っておるわけでございますが、この特別手当について、これは幼児期の子育て家庭を応援するためのものでありまして、2008年度の緊急措置として創設されたものであります。対象者というのは、2002年4月2日から2005年4月1日までの間に誕生した、しかも、第2子以降の子供に1人当たり36千円を一時金として支給するものでございます。この手当は、定額給付金と同時に支給されると思っております。

そこで、(1)でございますが、支給対象者数は何人なのか、それとその金額についてどのくらいになるのかお尋ねをいたします。

(2)支給までの手続はどういうふうになるのか。この支給対象者が定額給付金のように国民すべてではなく、先ほども申し上げましたように、年齢の制限がついておりますもんで、

この制度を知らない方もおられるかも知れません。自分が手当ももらえる該当者であるということを感じない、そういう問題等々、そのようなことが起きないように、支給までの手続はどのようにされるのかお尋ねをいたします。

大きな3番の浄化槽整備区域促進モデル事業についてでございます。

これも国の政策の第2次補正予算ですね、これは1月27日に予算が成立しておりまして、その関連法案が直近の3月4日に成立したわけでございますが、この中の1つの事業の問題でございます。

この事業について、生活排水対策が、特に地方自治体で厳しい財源難ということもありまして、なかなかこういう生活排水対策が進まないということございまして、その状況を解消するためのものであります。今までの浄化槽整備に対する国の負担率は3分の1でございました。今回、この事業については、国は2分の1を負担するというふうに負担率がぐっと上がったわけですね。そういうことで、国のほうも積極的に景気対策、経済対策の一環としてやっておるわけでございます。しかも、この事業の2分の1を国が負担して、残りの半分はどうするかというと、地域活性化・生活対策臨時交付金、これも今回の補正予算の中に含まれる政策でございますが、この地域活性化・生活対策臨時交付金、この分をこのあとの2分の1に充当することができる。結果的には、自治体は、基山町は実質負担がゼロになるわけです。こういう制度でございます。このことによって、非常に基山町にとっては好条件で浄化槽推進の早期実現ができると私は考えております。

そこで、この事業の導入についてでございますが、私が考えているのは、ここで基山町の公共下水道事業ですね、これはずっと今、平成13年から公共下水道事業の推進を行っております。これは基山町の全体事業となっております。しかし、いつも私は数回、この一般質問でも申し上げましたように、この全体計画から費用対効果で公共下水道事業から外されている家があります。それは大体約五十数軒だと思います。名前を教えてくださいたいと思えますけど、この個人情報保護条例の問題で、議員個人、私たちにでも住所、氏名、いろんなものは教えていただけないということで、なかなか議員のいろんな活動についても非常に支障を来しているのが私たちの現実の問題でございます。

そこで、この五十数軒について導入されなかったのかどうか、できなかったのか、忘れたのか知りませんが、行政のほうが全然念頭になかったのかわかりませんが、この五十数軒に対しての導入の考えはなかったのかどうかをお尋ねいたします。

これで第1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、原議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の定額給付金についてでございます。

(1)定額給付金の見込み額とその内訳についてということです。

給付対象年齢が18歳以下は対象人員は3,422人、支給額は20千円です。給付の見込み金額は68,440千円となります。それから、18歳以上64歳以下は人員が1万1,137人、支給額は12千円でございます。見込み金額は133,644千円となります。それから、65歳以上の方につきましては3,663人で、20千円でございます。額は73,260千円でございます。そして、合計といたしましては、対象人員が1万8,222人、そして給付の見込み金額は275,344千円でございます。

ただし、基準日以降の住民票の異動により多少の数値の変動があるものと思われま

(2)の給付開始までの手続の流れについて、また、給付金の支払いの時期についてということでございますが、給付対象者確定申請書発送、これは4月上旬ということでございます。それから、申請書の受け付けは、発送いたしましたから6カ月間ということです。基山町におきましては、4月12日日曜日でございますけれども、特別に申請書を受け付ける日を設けます。そして、給付開始は一応5月22日からを予定はいたしておりますが、できるだけといえますか、連休前給付を現在検討いたしておるところでございます。

(3)の給付金支払いの準備事務等はどの程度されているかということでございますが、現在のところ、データの処理、発送事務、申請手続、振り込み手続等についての事務処理スケジュールの策定を行っております。

(4)所得制限は設けるかということでございますけれども、これは設けません。

(5)の対策室、相談窓口等の設置はどうするかということですが、現在のところ、特に対策室を設ける予定はございませんが、相談窓口は担当課で行います。ただし、4月から6月末まで相談のための窓口を設け、追加申請等の対応に当たりたいと考えております。

(6)の定額給付金を町内で効果的に活用するための具体的な取り組みということですが、これはプレミアム商品券の発行を町商工会にお願いをいたしているところござい

ます。

2の子育て応援特別手当についてでございます。

(1)対象者数とその金額はということですが、基準日の平成21年2月1日における対象者数は247人、235世帯、金額は8,892千円でございます。

(2)の支払いまでの手続等はどうなるのかということですが、子育て応援特別手当も定額給付金と同じ手続になります。申請書の発送時期は4月初旬、申請書の提出方法については郵送、もしくは4月12日に各区公民館に設置する申請受付所で手続していただく方法を予定しております。また、給付時期については、申請書の内容を確認後、5月中旬ごろ指定された口座へ振り込む予定でございます。

3の浄化槽整備区域促進特別モデル事業についてでございます。

導入の考えはということですが、平成21年度分浄化槽整備区域促進特別モデル事業は、循環型社会形成推進交付金のみが対象となっており、補助率は2分の1となっております。そのモデル事業は、集中整備、高度処理、単独転換、防災拠点、低炭素の事業があり、全国で各事業実施町村をモデル地区に指定することになっております。県と協議をいたしました。本町は対象にならないだろうと言われております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

第2回目の質問は一問一答方式で行いたいと思います。

定額給付金についてですが、今、御答弁ありました内訳では18歳以下が3,422名で、18歳から64歳が1万1,137人、65歳以上が3,663人ということで、総計の1万8,222人で、総額が約275,000千円と、こういうことの答弁でございました。よくわかりました。

そこで、この定額給付金は、御承知のとおり、世帯主、世帯単位で請求書を郵送されるという手段だと思っておりますが、ということで、世帯数は何世帯になるんですかね。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

世帯数につきましては、6,149世帯が2月現在の数値となっております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

6,149世帯と。人員は1万8,222人だけど、世帯主ごとに送られますので、6,149世帯に郵送をされると、こういうことになりますね。

それで次に、(2)の給付開始までの手続の流れについて、それとまた、この給付金の支給開始の時期について、それと(3)の給付金支払いの準備事務については関連性がありますので、ここであわせてお聞きをいたします。

そこで、基準日の2月1日現在で給付対象者が1万8,222ということでございまして、世帯が6,149世帯と。これは申請書ですね、請求書、個人が役場のほうに請求をする請求書、要するに申請請求書というものの発送を4月上旬にやるということをおっしゃったんですが、申請書の発送が私はちょっと遅いんじゃないかなと思っているんです。申請書の発送が遅くなるから定額給付金の支給開始が、連休前とおっしゃったけど、5月の連休前だから、4月いっぱいに行われるのか、4月末かなと思っています、今の回答では。4月末と、私はこれは大変遅いかなと思っています。

そういうことで、この申請書発送が遅くなるから給付開始が自然と遅くなるわけですが、それに関連して。だから、私は申請書の発送を3月末までに繰り上げて、支給開始を遅くとも4月の中旬ぐらいにはやっていただきたい、そういうふうに思いますが、どうなんでしょうか。事務上できるのかできないのか、よろしくをお願いします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

定額給付金につきましては、国の第2次補正で、補正予算のほうでは1月27日に予算分だけは成立しております。これは御存じのとおりで、関連法案が差し戻しで自然成立という形で衆議院の再議決を行われたということで、1月28日に総務省通達のほうで事前に作業を進められてもいいですよということで通達は来ております。基山町としましては、1点はデータ整理を広域で行っているということと先ほど言いました国会のほうの成立がやっぱり読めないという点を考慮しまして、今回の補正予算で事務費を計上させていただき、追加のほうを御提案申し上げる部分を270,000千円の歳入歳出をまた追加でお願いしたいということで、

議会のほうで議決をいただければ、補正分については3月17日ぐらいが予定されておりますので、それから業者選定して作業に入っていくという形で、形としては、やっぱり4月8日ぐらいを今のところ予定いたしております。

執行上、他の市町村では年度内支給をやっているところが、総務省の通達に従いまして、大体全国で20%程度ぐらいがそういう形をとっていると思いますけど、先ほど言った2点ぐらいの理由で基山町の場合は4月8日を目標といたしております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

なかなかできないということで、今、2点だけ、データ整備の問題、広域で電算でやっているということと国会成立の問題が今出ましたけど、これは後でもちょっと基山がいかにか遅いかということについて、いろいろほかの自治体の事例を紹介しますが、国会成立が読めないというけど、やっているところはやっているんですよね。今年1月27日に第2次補正で予算は成立しているんですから、財政関連法案だけがつい最近、3月4日に成立したと、再議決ですね、そういうことになっておりますから、だから、通達も来ておったということですので、1月27日の後はずっとやれる状況にはあったんです。それは後で関連として、いろんな自治体のことを御紹介申し上げます。

次、質問ですけど、国の緊急対策から考えてみますと、やはりこれは町民に一日も早く支給するのが行政側の役割だと私は思っております。そこで、もっときめ細かに迅速に対応をすべきだと思います。

そこで、佐賀県の大町町、これが早く進んでいるんですね。この大町町の取り組みをちょっとここに持っておりますので、時間の関係でポイントだけいきますけど、平成21年2月27日に文書を出してあるんですね。「町民各位殿」ということで、大町町総務課。「定額給付金申請書（請求書）の発送及び申請等の受け付けについて」ということです。そこで、定額給付金の申請受け付けを開始しますとなっているんです。集中受け付け期間として、平成21年3月6日金曜から3月15日日曜まで集中受け付けをします。基山の場合は、今申されました12日日曜日の1日が集中受け付けですか。大町の場合は2週間ぐらいありますね。2週間近く受け付けをやるんです。しかも、時間は午前8時30分から午後8時まで。それに土、日もずっとやりますよと、こういうきめ細かな配慮をなされた受け付けをされます。

今、御答弁なされたことですが、こういう中身を基山町も決めてあるかもわかりませんが、言わなただけかわかりませんが、こういうふうに非常にきめ細かで、町民にとっては非常にいいことですね。こういうふうな文書をちゃんとやってあるんです。基山町は4月12日日曜日だけ特別に受け付けますと、計画としては今のところはこれだけですか、ちょっとそれだけ。このようにいろいろあるんですか、そこの辺をもうちょっと詳しく。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほどの回答と重複するかもしれませんが、まず、全国で1,800の自治体の中で400自治体が年度内給付、先ほど言いました総務省の通達に従って事務を行っている。テレビ等でごらんになられたとおり、現金支給しているところもあったということでもありますけれども、基山町としてそこが取り組めなかったのは、まず、佐賀県で2回の定額給付金に関する会議が行われております。1つは、県の指導で、県も統一していこうという考えもあったと思います。しかし、そういった大町町の先に送りたいという事例も出てきております。それから、先ほど言いましたように、基山町が電算処理を行っているのが、どうしても広域で行うということで、広域内の統一化を図りたいというのが1つの理由としてあります。

それで、集中的な申請書の特別な受け付け日につきましては、基山町においては4月12日の1回を予定しております。ただし、4月8日から発送予定をいたしておりますけれども、発送後は、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、特別の窓口を設けまして、常時受け付けを行っていくように考えております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

大町のようなきめ細かい対策、対応をしていただきたいと私は要望をいたしておきます。ぜひともよろしく。役所の自分たちの都合のいいような、自分たちに合わせた仕事をするのが役所じゃないでしょう。町民のためにするのが役所なんですよ。しないのは、非役所です。「非」が前につきます。そういうことで、少しでも、やはりこれは大変な作業だと私も思っておりますけど、その点、やはりもうちょっと努力をしていただきたいと、研究していただきたいと思っております。ぜひお願いいたします。

それから、ここでもう1カ所、皆さんにちょっと御紹介をします。テレビ報道で御存じと思いますが、これは青森県の西目屋村というところですよ。これは全国トップを切って、3月5日に支給されましたね。ちょっと内容を紹介します。3月4日に国会で予算関連法案が成立して、明くる日の昼から給付なんです。こんな早いところもあるんですよ。町長、そのことを紹介しますから、心のうちをちょっと後で聞かせていただきます。

これを持ってありますので、ファクスで来たの。西目屋村は約500世帯、人口約1,600人ほどですが、今回の支給は現金給付が原則で、窓口での手渡しと。しかも、役場が立てかえ払いをしたと、そういうことです。それで、400世帯の方が申請手続を終えた。500世帯のうち8割の世帯が申請をもう済ませたと。村民が待ち望んでいるということを感じたし、村長はこう言っております。これからが大事なんです、町長。したがって、国で法案が成立した以上、一日も早く支給するのが行政の責任だと思う。職員の皆さんに頑張っていて、今日にこぎつけることができましたと、こういうふうなコメントなんです。行政の責任であると、村長さんは。若い村長さんです。

こういうことで、やはり国も頑張っているんな対策をやっている。総額75兆円の対策をやっているんです。そこで、今、大町町と青森県の西目屋村、2つの事例を簡単に紹介しましたが、この事例をお聞きになられて、基山町の取り組みと比較して、町長、どのように思われたのかお答えいただきたい。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

とにかく私も支給されるほうの立場からすれば、早いほうがいいということは、まさに感じておるところでございます。それにできるだけこたえるというのが、また行政サービスだというような気もちももちろんです。しかしながら、そこそこやっぱりいろんな事情もございませう。方針というか、今、先ほど課長が言いましたように、国会の最終決定を受けてというようなこと、それから、規模的な問題、錯誤がないようにというようなこと、それともう一つは、やっぱり地域の連携をとることを広域の電算もしかり、一応話し合ってきたということもございませう。それからもう一つは、現金は扱わないということで、できるだけ現金は扱わないということで、銀行の振り込みというような考え方を持っております。それに対する銀行が対応できるかどうかという話し合いも今までずっと

やってきたわけでございます。

そういう事情もございましたものですから、5月22日と。これはちょっといささか遅過ぎるというような感じがいたしておりますので、できるだけ早く支給できるようにということで、これからまた進めていきたいというふうに思っております。それが住民サービスだという認識は十分持っております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そこで、今、町長からいろいろ理由を言われましたけど、その中で、電算センターのことで、それに対する地域の連携を図っているんだと、地域の連携もあるというふうなことでございました。それで、基山は対象者が約1万8,200人くらい、鳥栖はどのくらいですか。6万7,000人でしょう。同じ電算地域で一緒にして、データを処理している。片や6万7,000人、片や1万8,000人、そして、用意ドンで一緒に給付開始ですか。そういう話を県のもとで2回くらい協議したと、給付開始までの問題とかですね。今、担当課長も言われましたけど。しかし、そこにはやはり1万8,000人と6万7,000人というと全然違いますから、やっぱり基山のほうが少し早くなっても当然じゃないですかね。6万7,000人の一番多いところの支給開始に合わせたんですか。それはそれ以上言いませんけど、そういうのも必要かもわかりませんが、やはり先ほど西目屋村の村長が言われたように、国で決まったことを一日も早く実行に移すというのが行政の責任であるんだと、そういう立場に立って今後もいろんな問題については取り組んでいただきたいと思います。そういうことで、町長もなるべく早くやっていきたいということですから、そういうことで、なるべく早くですね、一生懸命頑張ってください、事務費も人件費も国が全部責任持つと言っているんですから、やっていただきたいと思います。町長、その辺は御回答はなしで、ぜひよろしく願いいたします。

それで、またここに町長に再度お伺いいたしますが、先ほどからも言っておりますように、定額給付金の国の予算成立が1月27日です。その合い中、1カ月ちょい置いて、財源、予算関連法案が3月4日に成立して始まったわけですが、そうした中で、基山町はずっと遅くなっております。原因もいろいろ述べられましたけど、しかし、早いところはずっと早くと。全国的には2割ぐらいがいろんなことをやっているというところですよ。

そこで、連休前の予定ということですけど、なるべく一日も早い支給開始をお願いしたい

と思います。町民の痛み、これは国会でもなぜこういうものを矢継ぎ早にどんどん補正をやって、経済刺激対策ですね、いろんなものをやっておるかということ、アメリカ発の金融危機ということで端を発して、100年に一度としょっちゅう言われています。100年に一度と言われるほどの大不況であると。その大不況に陥っておる国民にこたえるための対策の中の一つですよね、定額給付金は。そういうことから考えてみれば、やはり町民に対して一日も早く給付金の支給を行う最善の努力を行政はすべきであると、私はこういうふうに思っております。

それで、町長、基山町はなぜこのように取り組みが遅かったのか、どこに原因があったのか、説明をしていただきたい。なぜですか。担当課長は全国的には2割ぐらいだと。3月4日を待たんと、国会の予算関連法案の成立を待たないとなかなかできにくかったと言っているけど、やっているところはやっているんでしょう、2割は。なぜ基山が取り組みが遅くなったのか、原因はどこにあるんですかと私は聞きたいです。わかってあるでしょう。町長、原因、要因。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

町長に御答弁ということですがけれども、1点は、事前に委託業務を委託した場合、今度、国会がそういう形で成立したから、今のところは早く進めたほうがいいという形は総務省のほうで約束をしておったんですけれども、8割方の市町村はあの時点では国会が本当に成立するのだろうかという不安感もあったと1点は思っております。それで、基山町としましても、もし委託業務を委託しておいて、成立しないのに金が払えるかという問題も1点ありましたので、そこは慎重に進めていくべきだということで、今回の3月の補正でお願いをいたしております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そういう理由もあるかと思いますけど、しかし、これは決まるということは、1月27日には決まっているんですから、あとは決まるということはわかっておるんですよ。ほかのところもやっているんですから、また後で事例を紹介しますが、違うほうで。

それで、私は一番の原因は、町長に回答してくれと指名した理由はわかっていないとですね。私はこの件については、一日も早い実施のために、国で決まった以上、早く実施しなさいということで私は議長を通して言っておったんですよ、臨時議会を開きなさいと、この補正予算のために。補正予算をするために。臨時議会を開いてでもやる。それともう1つの方法は、町長が専決処分をやる。議会を招集する暇がなかったので、専決処分をいたしました。専決処分か臨時議会かですよ。こういうところは、大町町でも西目屋村も、ほかの2割のところは全部臨時議会をやっているんですよ。そして、うちは今度、4月17日に追加議案で今度の定額給付金のものを出す、270,000千円出すと言っておりますけど、こういうのは早くやっているんですよ、1月27日の後に全部。基山町もそれをしていなかったから、こんなに遅くなるんです。

というのは、町民の生活の問題とあなたたち執行部のところに大きな差がある。町民の望んでいることを少しでもわかっていただいて、早く実行していただく。そのためには、臨時議会をするのか、専決処分でこれをやるのか、どちらかですよ。それを臨時議会を開いてくれと議長が言っても、町長がなかなか返事しなかったんでしょ。その辺どうですか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに臨時議会をというような話は議長からお聞きしました。しかしながら、あくまでも基山としましては関連法案が完全に通るまで、それを受けてということでございましたので、そうすると3月の最初ですか、もうそこに、この議会までそれほど差があるということじゃございませんので、あくまでもそういう考えでやってきたということでございます。1月27日からすれば、随分とその間があったじゃないかという御指摘かもしれませんが、あくまでも私どもとしましては、繰り返しますけれども、3月4日を受けてということでございます。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そういうことで、そういう理由が一つの大きな要因であると私は考えております。そういう点においては、今後も国会のほうでは矢継ぎ早にいろんな景気対策の予算が次々と出てく

るはずでございます。今後の問題もかんがみながら、ぜひそのときには早急にそういう臨時議会の招集とか、いろんなことも念頭に置いてもらいたいと思っております。

次に行きます。

(5)に行きますけど、対策室と相談窓口の設置についてでございますが、基山町は対策室は設けないと。しかし、相談窓口を担当課で行いますということでございます。その方法で本当に町民に十分な対応ができるのかどうかということを考えますが、担当課長としては対応ができると、担当課で行うだけで窓口は十分だという認識のもとでの判断でございましょうから、それはそれで結構だと思っております。わかりました。

そこで、一つだけ担当課長にお願いをしておきます。町民から電話等の相談があった場合、ここに来庁される方もございましょうけど、いろんな問題で相談があった場合、今でもまだ多い対応、電話のたらい回し。「ちょっと担当がおりませんので」とかね、そういう担当課に電話があった場合には、相談があった場合は、この職員による電話のたらい回しをしないよう、担当課全員が対応できるよう研修会なり勉強会なりをお願いして、十分な対応ができるように私はここで特に申し上げておきます。課長、どうですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

御指摘のとおり、対応については十分注意を払っていきたいと思います。現時点でも担当外の職員、企画政策課の中でも統一した文書を今配付して対応に当たっております。

先ほどの相談窓口等については、臨時の職員2名から3名を考えておりますので、その辺でも周知を図っていきたいと思います。

それから、住民の方々には、決まった事項については今度の運営委員会等にお諮りいただくように、お知らせをいただくように、区長さんのほうにも決まったことは回していきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、次の(6)に行きます。

定額給付金を町内で効果的に活用するための具体的な取り組みについてでございますが、

プレミアム、割り増し商品券ですね。この割り増し商品券の発行を町の商工会にお願いしているとのことでしたが、これは定額給付金が約275,000千円、それと子育て応援特別手当が約9,000千円、合計で284,000千円の大金が基山町に来ると、この不況の中でですね。この284,000千円の大金を町内で最大限に使っていただき、地域の活性化につなげていただくことが最良だと私は思います。そのためには、ぜひとも割り増し商品券、プレミアムつき商品券の発行が重要であると思っております。町長もそう思っていると思っております。

そこで、商工会にどういうふうなお願いをして、今どうなっているのか、どういうふうに進捗しているのか、その辺の説明をちょっとお聞きしたいと思いますけど。ただお願いしますで、そこで終わっておるもんかどうか。あとは商工会がするくさいと、その辺の問題ですね。商工会の取り組み、その辺をもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今、商工会にお願いしております分については、額的に3,000千円のプレミアム券をお願いしております。10%ですので、33,000千円のプレミアム券の発行を現在お願いいたしております。

この3,000千円につきましては、地域活性化交付金事業で考えておまして、今度また追加の議案のほうで提出をさせていただこうと思っております。（「内容は。どの辺でしょうとしているのか」と呼ぶ者あり）

済みません。商工会のほうでは、2月18日だったと思えますけど、理事会のほうを開催されまして、ぜひやりたいということで回答をいただいております。

以上です。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

商工会のほうで33,000千円分の商品券を出すということになっているということでございます。その中の3,000千円を基山町が補助をすると。30,000千円の1割で3,000千円。この3,000千円というのは、地域活性化・生活対策臨時交付金から、基山町は約40,000千円ぐらい来ますから、その40,000千円の中から3,000千円だけを上げると、そういうことだと思

ます。それで、これはいつごろ　いつごろというか、これは定額給付金とか子育て応援特別手当と同時並行してこれもやっていただかないと意味がないわけですから、その時期になると思いますので、商品券は33,000千円を出すと、そういうことでございますので、それはそれとして、わかりました。

私はぜひこれは本当にやっていただきたいと。ほとんどの自治体がこれはやっていますもんね。もう時間がないので、紹介しません。3カ所ぐらい自治体のものを持ってきましたけど。ぜひひとつ33,000千円のプレミアムつき商品券を出して、基山の活性化をやっていただきたいと思っております。

本当はもう少し、3,000千円じゃなくて、5,000千円ぐらい出すと、商工会にとっては50,000千円ぐらいの、約284,000千円の中の50,000千円ぐらいは商品券を最低出してほしい。役場が10%から15%で、10%で5,000千円ですね。今、3,000千円ですから。それはそうでしょう。例えば今、基山町が1万8,200人、この人口でいけば。今、実際1万8,100人ぐらいですけど。それが仮に平均して1人500円食費に使うとしても、1日幾らですか、18千円で。9,000千円ですよ、使うのは。何日かで終わるです、280,000千円。

そういうことで、もう少し、基山町も地域活性化・生活対策交付金から3,000千円充当して出しているんですから、単独事業といえども。これは国のお金を3,000千円ですよ。町単独じゃないんですよ、単独といっても。それは充当しているんですから。だから、基山町は腹は痛んでいない、3,000千円は。そうでしょう、町長。そうでしょうが。だから、あと3,000千円出せばいいじゃないですか。すると、6,000千円で、60,000千円のプレミアムつき商品券。60,000千円です。それくらいやったほうがいいんじゃないですか。残り少ないと、焼け石に水じゃ何もならんじゃないですか。町長、その辺どう考えてありますか、ちょっと答弁。せっかくの二億八千幾らかの金があるんですよ。どうしますか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

その辺のところはいろいろ考え方もあろうかと思えます。40,000千円来ておる臨時交付金でございますから、そのくらいはということかもわかりませんが、やはりほかにもいろいろとやらなきゃいかん部分もございますので、そして、そういう活性化といって、それだけの縛りということだけじゃなくて、ある程度使用の枠があるということで、ほかにも使

うというようなことが　だから、3,000千円がどうかという、6,000千円でもいいじゃないかというような考え方もわかりませんが、そのところはちょっといかがかなという感じがいたします。

それともう1つは、たしか商工会、昨年10月でしたか、やっぱりプレミアム商品券、同じように10%のプレミアムということで、そのときは、定かじゃございませんけれども、11,000千円ぐらいの発行額じゃなかったかと思うんですけれども、そういうこともやって、そういう実績からして、それじゃ、66,000千円が本当に住民の皆さん方に行き渡るのかどうかと、その辺の疑問点もございましたから、一応3,000千円という打ち出し方をやったということでございます。

今のところ、私の耳には3,000千円が多いか少ないか、それを6,000千円にしてくれというような話は届いてはおりません。

以上でございます。（発言する者あり）

済みません、もう1つちょっと言い忘れましたが、大体どこの市町村でも、それは確かに20%のプレミアムというところもでございます。それから、金額がもっと大きいところも確かに私も聞いておりますけれども、近隣の市あたりと比べると、そう少ない額じゃないんじゃないかというふうには感じております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

これ以上もう言いませんけど、とにかくプレミアムつき商品券は必ず出すということで、ここで確認をさせていただきました。

それで、時間もありませんので、ちょっと急いで行きます。

大きな2番の子育て応援特別手当については、私もこれはいろんな条件の制限、制約がついておりました、生年月日の問題とか第2子以降とかですね。そこで、制度そのものについても見落としておられる町民の方もおられるかもわからない。いろんな問題で、これは保育園等、いろんな小学校とか、そういうところと話し合いもしながら、ぜひ漏れる人がないように、受給権があって漏れることがないようにということで心配しておりましたけど、定額給付金と同様に、こちらから全部調べて申請書を郵送しますと、そういう御答弁でございましたので、それは安心しましたので、これで結構でございます。

そこで、一つだけ要望として私はお話ししておきますが、各区で申請書の受け付けをやりますと、各区に申請書の受け付け場所を設置されるということでございます。予定ということでございましたけど、各区公民館で子育て応援特別手当の受け付けをするということでございました。であるならば、この手当をもらう方たちの定額給付金も一緒にそこでいいんじゃないかなと、そういうことを思っております。それはまだ聞いていませんので、できればそうしてもらったほうがいいかなと考えておりますけど、その1点答えていただく。

それと担当課長、こっちのほうですね、こども課の担当課長、これは連休前にやるというふうに定額給付金は決まった。町長は今5月と言われましたけど、これは一緒じゃないんですか、その点、もう一回。町長は5月とこっちは言われたから、その辺を答弁を合わせていただいて、どっちが本当かなということです。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

町長のほうから答弁いたしました4月末ぐらい、連休前に給付のほうをやりたいというのは、先週の末ぐらいにそういう動きがっております。銀行のほうとも今調整を行っておりますので、方向性としては連休前に子育て関係のほうもできれば一緒にやりたいとは思っております。

それから、申請の特別につきましては、同じ考えで行っていこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（池田 実君）

課長、各区での……

企画政策課長（小野龍雄君）続

各区で行う特別申請についても、定額給付金のほうと同じ考えで行いたいと思っております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

ということは、答弁なされなかったけど、特別日を4月12日の日曜日に1回だけやると。ほかのときは各区でやるわけですね、定額給付金の受け付けも。そういうことですか。（発

言する者あり)いやいや、こども課のほうでは、子育て応援特別手当は各区で受け付けをやりますと。だから、定額給付金もやるわけ。

副議長(池田 実君)

企画政策課長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

子育て応援特別手当の関係と定額給付金は関連いたしておりますので、町長のほうで答弁しました4月19日はちょっと訂正させていただいて、4月12日の考えで、同じ作業で行っていきたいと思っております。

副議長(池田 実君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

いや、郵送が一緒ということでしょう、その仕事が。事業が一緒ということですから。私が聞いているのは、各区の公民館で申請受け付け場所を子育て応援特別手当はやりますと言われたから、とにかく12日に各区でやられるわけでしょう、課長。各区の公民館でやられるんですか。(「それは定額給付金だけ……」と呼ぶ者あり)いやいや、子育て応援特別手当もやると答弁されましたよ。ちょっとそれを答えて。もう時間がないっちゃん。

副議長(池田 実君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)(登壇)

私のほうの資料で、各区というようなことで町長のほうに渡してございましたけれども、やり方としては定額給付金と一緒にやり方になりますので、選挙区の形で、その場で定額給付金と同じ手続をしていただくということになります。大変失礼しました。(「選挙区でね」と呼ぶ者あり)はい。

副議長(池田 実君)

原議員。

11番(原 三夫君)(登壇)

はい、わかりました。各区じゃなくて、投票所ごとの区域でやると。そういうことを早く言っていたかかないと。

それで、ちょっと時間もございませんので、足早に行きます。

最後になりましたが、浄化槽整備区域促進特別モデル事業についてでございます。

これは先ほども第1回の質問で申し上げましたように、今までの補助率3分の1が2分の1に上げられたと。そこで、これについては、これは今の環境大臣の要請によって、環境省が各県知事、市町村長あてにPRをやりなさいと、そういうのを出しておるということを聞いております。基山にも来たと思っております。ところが、基山の下水道から除外された50軒については、県と協議したところが、基山には当てはまらないだろうという答弁をいただきました。県と協議したが、基山町は対象にならないだろうと言われたと。これは仮定ですか、県の想像ですか。これは根拠はどこにあるのか。対象事業の内容に合わなかったんでしょうけど、それを研究されて、基山町の方は当てはまらんでしょうと、対象にならないだろうと言われましたと町長は答弁されましたけど、これは県とどういう協議をされたんですか。だれが協議に行かれたんですか。電話ですか。町長ですか、担当課長ですか、教えてください。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この浄化槽整備区域促進特別モデル事業は環境省の所管でございます、私どものところが浄化槽の整備については、循環型社会形成推進交付金の事業でやっております。ことしに入りまして、この循環型社会形成推進交付金の来年度事業についてのヒアリング等がありまして、そのときに説明も受けております。

ただ、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、そのモデル事業は幾つかあるわけですが、基山町が当てはまるだろうと言える事業は、低炭素社会対応型という、これに当てはまるだろうということで県からも説明があっていました。ただ、この要件が非常に難しく、ある地域を定めて、その地域において3年以内で汚水処理人口普及率を30%高めるとか、あるいは100基以上の浄化槽を設置するという要件がありまして、県の担当のほうは、これはちょっと基山はこれにはなかなか当てはまらんだろうということでございます。

それで、この会議には私は行っておりません。町長も行っておりませんが、担当と係長が行って、その説明を受けてきております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

わかりましたけど、やはり担当課と係長が行ったといいますけど、その程度しか頭の中に入らないわけですか。これは大事なことですよ、町長。町長はそれは知ってあったのか知らなかったのかわかりませんが、こんないい事業があるんですから、私は基山町の公共下水道事業から費用対効果で除外しているんだと、そういう説明をきちっとやって、やはりこれはもっと頑張っていた方がいいと思います。時間がありませんのであれですけど、これはぜひともやっていただきたいと。これは補正予算もそうでしたけど、今度、また21年度当初予算にも国のほうでは3年間組んであります。3年間の限定事業です。よろしく願います。

これで終わります。

副議長（池田 実君）

以上で原議員の一般質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

～午後0時4分 休憩～

～午後1時 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

次に、品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番議員の品川義則でございます。通告をいたしております3項目について質問をさせていただきます。

まず1項目め、中学生の学校への携帯電話の持ち込みについてであります。

文部科学省の携帯電話利用実態調査では、携帯電話の所有率が小学6年生24%、中学2年生が45.9%、高校2年生で95.9%となっております。また、迷惑メールが送られた、掲示板、メールで悪口を書かれた、チェーンメールなどが送られたなどのトラブルを携帯を持っている子供たちの65%が経験をしております。また年々、携帯やインターネットを利用した犯罪や、またネットいじめ、こういう問題も非常に増加をしている現状があります。

ここで文科省は、教育活動にこの携帯電話は必要ないとして、小・中学校では原則禁止を各県の、また各教育委員会に通知をいたしております。また、これにあわせて、情報モ

ラル教育の充実や家庭での利用ルールの作成の働きかけを進めるよう求めています。

そこで、基山町の取り組みについて質問をさせていただきます。

- 1、学校への持ち込みは禁止しているのか。
- 2、保護者の申請などで持ち込みを許可しているケースはあるのか。
- 3、保護者の申請の理由に安全への不安感というものが上げられていますか。
- 4、文部科学省の通知にあるネット上のいじめ等に関する取り組みの徹底は基山町では行われているでしょうか。
- 5、情報モラル教育、有害情報に関する啓発活動は行われていますか。

以上、5点について質問させていただきます。

次に2項目め、安心・安全を守る取り組みについて質問させていただきます。

町の安全を守るために、朝の通学路での立ち番、違法看板の撤去など、多岐にわたる活動がされており、この活動を安全なまちづくり推進委員の方が職務内容として行われておりますけれども、その職務の遂行時に万が一の場合、その補償、待遇はどうなっていますでしょうか。

また、この有効な活動をされている方たちと、ほかの同じような活動をされている団体があると思いますけれども、その連携について質問させていただきます。

- 1、安全なまちづくり推進委員の職務内容は具体的に何でしょうか。
- 2、万が一、事故等が起きた場合の補償はどのようになっているのでしょうか。
- 3、PTA、交通指導員など、ほかの団体との連携はどうなっていますでしょうか。
- 4、防犯灯設置計画は今後どうなっていますか。

以上、4点、安心・安全に対する取り組みを質問いたします。

最後に3項目め、町の活性化対策について質問をいたします。

今回は質問の内容として出させていただいたのが、18年9月に作成をされました第4次総合計画の冊子の中、それから、同じように出されました都市計画マスタープラン、そして、インターネット等で調べたときに出てまいりました佐賀県の鳥栖基山都市計画の概要の資料から今回の都市計画についての質問をさせていただきます。

(1)都市計画について。

ア、市街化区域、市街化調整区域の線引きの見直しは行われましたでしょうか。また、その時期と内容はどうなっていますでしょうか。

イ、県の鳥栖基山都市計画の土地利用方針にある基山駅から基山町役場に至る行政・生活交流点と位置づけられたこの地域の計画はどのように進んでいますでしょうか。

ウ、市街地開発事業方針の市街地内低未使用地等の有効利用を図るとありますが、その進捗状況はどうなっていますでしょうか。

エ、市街化区域内の残存農地は今後も農地として利用していく計画でありましょうか。また、今後の農政としての観点からも、それができるのかお尋ねをいたします。

(2)第4次総合計画について。

ア、基山町の将来フレームとして、平成22年、人口1万8,900人を目標値として記載されておりますけれども、その目標達成のために今どのような対策をとられていますでしょうか。

イ、既存市街地を生かした魅力づくりなど、市街地の拡大に頼らない誘導策とはどんな対策でしょうか、お尋ねをいたします。

ウ、財政基盤の強化として新たな税を検討し、自主財源の確保に努めるとはどのようなものでしょうか。

以上、2つの項目について質問いたしましたので、これで1回目の質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

品川義則議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の中学校のことにつきましては、これは教育委員会のほうからお答えいたしますので、私は2番目の安心・安全を守る取り組みについて、(1)安全なまちづくり推進委員の職務内容はということでございますけれども、まず1つ目には、防犯パトロール活動としまして、小学校の下校時刻に合わせて行い、町内の幹線道路を回り、犯罪の抑止に努めております。2つ目に、違法屋外広告物の撤去活動の実施でございます。3つ目が防犯外灯不足、不良などについての報告でございます。4番目に、放置自転車の報告などとなっております。

(2)の方が一、事故が起きた場合の補償はどうなっておるかということでございますけれども、災害等につきましては、佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の定めるところによりまして補償をすることになっております。また、違法屋外広告物の撤去活動の災害

等につきましては、県が加入しておりますボランティア活動保険の対応となっております。

(3)のPTA、交通指導員等の他団体との連携はどうなっておるかということでございますが、現在のところ防犯パトロールを小学校の登校時に補導委員会が、下校時に安全なまちづくり推進協議会が青色回転灯つき広報車で回っております。そういうことから、そのほかの団体等とも連携をとっておるということでございます。

(4)の防犯灯設置計画は今後どうなるのかということですが、緊急性や老朽化による建てかえなどには対応していきたいと考えております。

3の町の活性化対策についてでございます。

(1)都市計画について、ア、市街化区域、市街化調整区域の線引き見直しは行われているのか。見直しをした時期と内容はということでございますが、昭和48年に線引きをし、62年に猪ノ浦地区、白坂地区、本桜、神の浦地区の市街化区域編入、それから、平成2年に北部丘陵区域の市街化区域編入、16年に車路と吉原地区の市街化区域編入を行っております。

イの駅から役場に至る行政・生活交流点と位置づけられた地域の計画は進んでおるのかということでございますけれども、総合計画にありますように、JR基山駅周辺は町の玄関口として多くの人々が行き交う場になっております。また、庁舎周辺は町の主要な公共施設が集積し、行政、文化、スポーツ、保健、福祉など、さまざまな活動の拠点となっております。生活・交流拠点の形成などの拠点環境づくりや拠点間のネットワークづくりが求められておるところでございますが、エレベーター設置や駅前広場改修等のハード面の整備もできましたので、これからはソフト面の整備を推進していきます。JRウォーキングなどのイベントにより、人の流れを呼び込んだ事業が必要と考えます。

ウの市街地開発事業方針の市街地内低未使用地等の有効利用を図るということでございますが、その進捗状況はどうかということですが、佐賀県の都市計画区域マスタープランの中に鳥栖基山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が示されております。その中に、市街地開発事業の方針がありますが、具体的な方策は示されていません。農地転用状況は、市街化区域で毎年2%程度の転用率で、5年間で12.7%転用をしています。最近、商業施設やアパート等の建設が進んでおります。

エの市街化区域内の残存農地は今後も農地として有効に利用していくのかと。また、農政の観点からしても、できるのかというようなことでございますが、市街化区域の農地は宅地化するというのが基本的な考え方です。当分の間、計画的な市街地整備が行われる見込みの

ない地域は、用途地域の指定を残したまま、一たん市街化調整区域に編入する逆線引きの措置をとることも検討することになります。

(2)の第4次総合計画について、アの基山町の将来フレームとして、平成22年、人口1万8,900人とあるが、その目標達成のために取り組んでいる対策は何かということでございます。

人口減少への対策としては、企業誘致や近隣市への雇用要請等を行っております。また、けやき台の開発者であります旭化成株式会社に対して、マンション建設を計画どおり進められるよう強く要望もいたしております。

イの既存市街地を生かした魅力づくりなど、市街地の拡大に頼らない誘導策とはどのような対策なのかということですが、市街化区域をこれからは量的拡大よりも質的充実を基本として、基山のアイデンティティーを育てていく。それは物ではなく、まちづくりという形であり、地域性である。いろいろな部分の基山の独自性という意味での基山ブランドを確立し、魅力として作り上げていき、町内、町外の皆さんにわかり合ってください、基山を住みよい町、また戻ってきたい町、今後住みたくなる町としていきたいと考えております。

ウの財政基盤の強化として新たな税を検討し、自主財源の確保に努めるとはどのようなものかということですが、地方分権を推進するとともに、町民ニーズの多様化、高度化など、社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりを進めていくためには、財政基盤の充実強化が不可欠であり、速やかに国から地方への税源移譲を進めることなどによりまして、税財政改革を確立し、財政体質の改善を図る必要がありますが、新たな税、課税自主権、法定外税はその中の一つの重要な検討課題となるものであると考えます。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私から1番の中学生の学校への携帯電話の持ち込みについて答えさせていただきます。

この問題は、今や社会現象にもなっておりますこの携帯の問題でございますが、先ほど議員のほうから全国の例として、小学6年生で24%、中学2年生で45%、このような統計が出されましたが、私は非常に意外に思っておるんですが、基山中の生徒は1年から3年まで合

合わせまして138人、男53人、女85人、全校で男子が17.1%、女子が32.7%、合わせまして中学校全体で24.2%しか持たないという統計が出ました。ごく最近の統計でございますが、先ほどの中学校2年生が45%に比べると非常に少ないかなと、かように思っております。

本題に入ります。

1番の学校への持ち込みは禁止しているのか。これは全学年、原則持ち込み禁止にしております。もし規則に反した生徒がいた場合は、担任が下校時まで預かり、保護者に取りに来てもらいます。その際、保護者を指導している、このように報告を受けております。

2番目の保護者の申請などで持ち込みを許可しているケースはあるのか。はい、ございますが、これは20年度は1件しかありませんでした。

3番目の保護者の申請理由は何か。安全への不安を訴えているのか。これは全問の2とかかわるのでございますが、2の保護者の申請の例として申し上げますと、この例は、生徒が社会体育を習うのにJRやバスを利用しておりますが、帰りの時間が大変遅くなるため、保護者に迎えに来てもらうための連絡方法として許可をしております。ただ、条件として、登校したら担任にまず預けること、これを義務づけているようでございます。

不安を訴えているかどうかはわかりませんが、しかし、一人で帰るのは不安だからではないかと思えます。

4番目の文科省の通知の問題です。ネット上のいじめなどに関する取り扱いの徹底は行われているのかと。この文部科学省の通知につきましては、平成18年10月19日付、初等中等局長の通知として、教育委員会も、学校当局もしっかりと把握をしております。

それに関して、平成20年11月12日に出されましたネット上のいじめに関する対応マニュアル事例集によって、現在、小中3校とも対応しているところでございます。（現物を示す）これがそのマニュアルです。ダウンロードしたものでございますが、こんな分厚いものが来ております。

なお、さらにことしの2月26日には「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」という職員あての通知文書が、（現物を示す）これでございますが、来ております。こういうものでただいま対応しているところでございますが、本題に入ります。

徹底を図るために、中学校では次のような方法で取り組んでおります。1つ、校長名で小中3校ともに保護者あてに「児童・生徒の携帯電話とパソコンのインターネットの利用につ

いて」という文面で文書を昨年の9月10日に配付いたしました。2つ目、中学校の技術家庭ですが、技術科のパソコンの授業の中で、全学年、特別に時間をとって指導をしています。3番目、定期的に学校裏サイトに書き込みがあるのかないか、情報教育担当者、それに生徒指導担当者が検索をしております。

私も基山中裏サイトの事例を二、三見せてもらいましたが、こう言うてはなんですが、実にたわいのないものでございました。誹謗中傷のたぐいは、今のところ見当たりません。

5番目、情報モラル教育、有害情報に関する啓発活動はどうかということですが、啓発活動として、次のようなことをしております。1、1学期、5月28日になりますが、鳥栖警察署の警察官を講師に招き、講演会を実施しました。2、先ほども申し上げましたが、技術家庭科のパソコンの授業の中で時間をとって、情報モラルについて指導しております。3、県の生徒指導連盟によるアンケートを実施し、結果を分析して啓発に生かしているところです。4、フィルタリングについて保護者に通知をしております。

そういうことで、この回答にかえたいと思います。

以上です。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

まず、携帯電話について質問させていただきます。

原則禁止していますということであります。また、許可では1件ですね、1名が持ち込みの許可をもらって先生が預かっていると。それから、その理由は社会体育を習って家族との連絡のためということでもありますけれども、携帯の所有率が全国の小学生レベルというのはちょっとびっくりしたんですけれども、その管理がきちんとされていると。

また、確認なんですけれども、学校で届け出を出している1件以外の子供たちが持ってきている事例はないのか。授業中、マナーモードであって、その音が聞こえてくるとか、メールをやっている子供たちがいるとか、そういったことはないのでしょうか。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私が報告を受けている限りでは、そういうことはないと思っておりますが、現に私が見た

わけじゃございませんので、情報教育担当者、生徒指導担当者の報告を信じたいと思います。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

私も今の答弁を信じたいと思っています。

携帯電話はこれだけの情報が出ていて、また必要性も多く取り上げられていますけれども、小学生、中学生で大事なことは、義務教育、また親の目が届きやすい期間中に情報に対する危険性とか、そういった誹謗中傷しないモラルとしての育成をこの時期に図るべきではないかなと思っております。原則的に携帯禁止というだけでこの問題をおさめることなく、質問いたしました4項目め、5項目めですね、裏サイトの検索とか授業での指導とか、それからモラル教育、有害情報に対する啓発活動とか、こういうふう子供たちを無菌状態で中学校から卒業させるのではなく、そういった危険性があるということを十分認識し、またネットいじめとか起きないように、また、そうしないように、されないような教育をどんどん進めていくことが、社会に出れば、それはアンケート調査結果にあるように、高校生になると約96%の子供が持っているという状況に基山の子供たちも放り込まれるわけですから、免疫性を養っていくことも大事だと思っております。

福岡の芦屋町が町全体として、「こども、脱ケータイ」と、「ケータイを持たない勇気！持たせない愛」ということで、小・中学生に携帯電話を持たせない取り組みをされております。これには青少年育成町民会議から市や町、町議会、PTA4校、それから教育委員会と、ここが主催として協力をされております。この町でも携帯電話を持たせないということを全面に打ち出しているというよりも、内容的には情報教育を一層推進し、新しい情報活用能力の育成に努めるとか、小学校においては基本的な操作を確実に身につけさせる、中学校においては情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実させるというふうに、1項目めは「脱ケータイ」ということで子供たちに携帯を持たせないとなっているんですけど、本当のことは、保護者とか町がしたいのは、そういった情報に対する順応性ですか、適性をより育てようということ、こういう取り組みをされております。

この中で、親子の対話、親子一緒に来てもらって講演会を聞いてもらって、この運動を進めていこうということでもありますけれども、町としてもそういったことを今後、保護者だけ、子供たちだけではなく、両方一緒に同じそういった啓発活動ができるようなお考えはないで

しょうか。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

議員おっしゃるとおりだと思います。携帯電話の利用について、学校がどこまで踏み込んでいけるかというのは大変難しい問題だと思っております。しかしながら、基本姿勢は、あくまでも原則禁止です。ですが、先ほどもおっしゃいましたように、子供たちが社会人になったときを考えてみると、やっぱり危険性だけを強調するのではないと。やっぱり利便性もありますもんですから、この辺は考えなくちゃならないかなと思います。

また、子供たちがネットや携帯電話に一切触れないでいるということはありません。また、全く触れさせないなどという無菌状態から、たくさんの情報が渦巻いております現実の社会に出ていったときに、これははるかに危険じゃないかと、このように考えます。したがって、これからの学校教育で非常に重要なことは、情報リテラシーの教育だと思うんです。何かと申しますと、発信された情報を主体的に読み取る力、こういうことをきちんと学校でそういう能力を植えつけさせることが非常に重要じゃないかと、このように考えております。

先ほどからおっしゃいましたように、組織的にそういう教育をやっていくということは現時点では考えておりませんが、先々は非常に重要なことだと。情報リテラシーの教育は絶対に欠かせないものだと。ただ単に禁止するということが重要なことではないということを感じております。

以上です。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6 番（品川義則君）（登壇）

はい、わかりました。では、1 項目めの質問はこれで終わりたいと思っております。

次、2 項目め、安心・安全を守る取り組みについて質問させていただきます。

安全なまちづくり推進委員の職務内容ということで、違法屋外広告物の撤去活動の実施ということでされておりますけれども、私は3 区に住んでおりますけど、運営委員会に出ても、その委員の方が毎月毎月御報告をされる中で、違法看板の撤去をされております。大変な作

業だと思っております。

違法屋外広告物を撤去された後、どうされているのかということをお尋ねしたいんですけれども、その看板の処分はどうされているのか。また、その看板、広告物ですから所有者があると思うんですけれども、その所有者への対応はどうか、お尋ねをいたします。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうから、違法広告物、看板等の撤去後の処理でございますが、これにつきましては、基山町役場車庫棟に一応回収をしていただいて、その後、一部については業者等に連絡をとっております。その後、ほとんどのものにつきましては焼却場のほうに、宝満環境センターのほうに搬入しているということでございます。

以上です。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

保管して、業者へ連絡で焼却ということでありまして、その辺のところをもう少し詳しく、何回ぐらい連絡、一回だけ連絡してなのか、何回も連絡して拾得に来るようにお願いされているのか。そして、今後こういうことをしないように指導をされているのか。

それと焼却ですけれども、焼却に町の費用が使われているのか。クリーンヒル宝満に持ち込んだときに費用がかかるならば、その費用は看板の持ち主に請求されているのか、そのことはできないのか、その辺のところをもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

撤去した場合の業者等の連絡はということでございますが、はっきりした回数なりは把握はしてありませんが、そのときの回収状況によって連絡をしているということでございます。

それとその後の具体的な処理ということでございますが、枚数的にはかなりの数量になっております。これにつきましては、宝満環境センターのほうに搬入をしておりますけれども、

これについて個別に業者のほうに請求はしておりません。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ということであれば、違法業者ですね、看板を出している業者は本当に楽ですよ。だから、どんどん何百枚でも違法看板を設置して、後始末はちゃんと町がしてくれると。そのお金は一銭も払う必要はないということでもありますけれども、それに税金が使われているというのを町民の方が御存じになればどうなのかなと思うんですけれども、これは一般質問で質問したんですけれども、雑草が迷惑であるということで、何かそれを所有者にできないかということで質問したんですけれども、空き缶か何かですかね、美化の条例があって、それに対応をされるということなんですけれども、そのときもお願いしたんですけど、もう少し厳しくですね、違法な業者ですから、違法な業者のために町税を使うのはやっぱりおかしいと思うので、手続上、違法業者に費用負担の請求をすとか、そういった条例をつくって、きちとした態度で臨んでいかないと、いつまでたっても、逆にいうと、そういう違法業者のために安全のまちづくり推進委員会をお願いして、町費を払って回収して、その回収したのを税金でまた焼却するという三重にも二重にも加護した違法業者を守っていく必要があるのか、もう少しきちとした対応が必要だと思うんですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

副議長（池田 実君）

暫時休憩します。

～午後1時36分 休憩～

～午後1時40分 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

済みません、答弁調整のために貴重な時間をとりまして、まことに申しわけございません。

先ほどの御質問ですけれども、基山町としては、現在のところ撤去、それからその後、処

分ということでございますけれども、あくまでも環境美化という観点から基山町で処理をさせていただいているということでございます。

以上です。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

少し考え方が違うと思うんですけども、ほかにもありますので、これで終わりますけれども、もう少し考えていただきたいんですよね。だから、環境美化の観点からいえばそうだと思うんですけども、出ていく金是一緒ですからですね。費用がそれで安くなる、高くなるということはないでしょうし、クリーンヒル宝満がただでしてくれるということでもないでしょうし、貴重な税金がそこに使われているということがあるわけですから、そういうことを事前に防ぐような条例の改正とか、より厳しい対応ができるような方策をとっていただきますように要望をしておきます。

次に移ります。

万が一、事故が起きた場合の補償ということでございますけれども、補償については、いろんなことがされているということでございます。まちづくり基金ですかね、自動販売機のあの基金で2項目ぐらい採用されて、区長会のほうから要望が出されて、交通安全ですか、そういった活動のジャケットを購入されているそうですけれども、夕方、小学生たちが帰るときに、立体交差の前でお一人、青いジャケットを着て指導されています。あの青いジャケットは安全なまちづくり推進委員の方のジャケットだと記憶をしておりますけれども、それから上に上がりまして、小郡方面に、小倉ですね、行くと、3人の方が黄色いジャケットを着て交通指導をされております。きのう消防の訓練がありまして、そこに区長さんがいらっしゃったのでお聞きしたんですけれども、あれはまちづくり基金を使ってしておりますということです。

あの補償ですね、事故等があった場合はどうされるのかということになると、ボランティアとか、区の自治会が入っていらっしゃるということですが、安全なまちづくり推進委員ですね、それと今回の区長会でも同じなんですけれども、子供たちを誘導して登下校時に指導されていると思うんですけども、そのときに万が一、その指導者本人が交通事故にあったときには町がされているでしょうけれども、万が一、子供たちが被害をこうむった、

よけさせようと思って事故に遭った、けがをしたという場合の責任をその委員さんが持つのか、ボランティアされている方が持つのか、町として基金の中から出したから、そこまで後追いでされるのか、それは町は関係ないですよとなるのか、その辺のところをお尋ねしたいんですけど。

まとめます。安全なまちづくり推進委員さんが登下校時に指導をされていて、子供たちがけがをした場合はどうなるのかお尋ねをいたします。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

登下校中の子供さんの事故については教育委員会だと思いますが、これについては、学校安全会という保険に入っていると思います。私はそれで対応されるんじゃないかと思っています。

そのほか、安全なまちづくり推進委員さんについては、先ほど町長から答弁がありましたように、補償はありますし、そのほか区のほうでボランティアで活動してある方、これにつきましては、先ほど議員御質問の中にもありました自治会保険ですか……（発言する者あり）済みません、小・中学校の子供さんの登下校については、先ほど冒頭申し上げました安全会のほうで補償ができるというように思っております。

以上です。

副議長（池田 実君）

教育委員会やな。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

学校の登下校中につきましては、先ほど農林環境課長が回答しましたように、学校の保険で対応するようになっております。

副議長（池田 実君）

あと責任問題は。（発言する者あり）品川議員、もう一回。

6番（品川義則君）（登壇）

何で戸惑うかわからないんですけども、私の質問が悪いのかもしれませんが、申しわけございません。

安全なまちづくり推進委員さんが青いジャケットを着て、交差点で交通指導をされており

ます。そこで、子供たちを誘導すると、そのときに車が突っ込んでけがをする、また、よけさせようとして、その指導員さんが車にぶつかるという事例と、子供さんをよけさせようとして転んでけがした、2例があると思うんですよね。その場合はどうなるのかですね。町は賠償保険だと 私もここまで発展すると思っていなかったもので、詳しくは調べていないですけれども、その場合の補償ですね、その子供さんに対する補償はどうなるのか。それと責任はだれが持つのかです。

なぜここを聞くかという、推進委員さんがすると町が責任を持つと思うんですよね。ただ、黄色いジャケットを着たボランティアされている方がそれをされた場合には、区長会のほうから支給されていますので、区長会でということになるんでしょうけれども、そこに基金を出したのは町ですから、町がそこに関連をしてくるのか、それはまた聞きますけれども、最初はその2例についてですね。誘導して、誘導ミスで子供さんが事故に遭った場合と、よけさせようとしてけがした場合ですね、同じように足を骨折した事例が2つあると。指導して車がぶつかった、それから、こちらでよけさせようとして手を出してけがをさせた、その2例の場合の補償はどうなるのかお尋ねをいたします。わかりましたか。（発言する者あり）後編の分はまた聞きますので。時間ないので、済みませんけれども。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、個々の例によって違うと思いますので、その点については、申しわけございませんけど、後で調べてお知らせをしたいと思います。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

想定していない問題が出たので、びっくりして、自分も驚いておりますが、次に移ります。

P T Aの方が立ち番されています。それから、安全なまちづくり推進委員も立たれております。それから、交通指導員はちょっとわからないんですが、昔は立っていたんですけれども、これはわからないですけれども、ボランティアされている方も立っていらっしゃいます。補導員さんもパトロールとかいろいろされています。この連携をなぜとられていないのかで

すね。基山の子供を守るという、この一人の子供を守るというときに、何でそれぞれの活動をされているのか。朝30分なりの登校時間に、なぜ皆さんが同じような配置とか、配置をきちっと危険箇所に分けて、あそこは危険だ、そこに全部じゃなくて、ほかにもあるでしょうから、そういった配置をとるような連携をなぜとられていないのか。

朝、登校時やっています、下校時やっています、夜、補導員さんが回っていらっしゃるというものは、連携ではないと思うんですね。連携といえば連携でしょうけれども、逆にいうと、登校時の30分なり45分なりに、安全を守るためにボランティアでされて、これに活動し合っている方の連携をとって、より危険性を封じ込めるような体制をとっていただきたいんですけれども、それができるのかできないのか。しようとしてされているのか、全くそういうことを考えていらっしゃるのかについてお尋ねをさせていただきます。

副議長（池田 実君）

どこが答弁されますか。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

済みません、以前も質問したんですよね。教育委員会のほうとして、これをまとめてもらえませんかというお話もしたんですけれども、今回は町のほうから入っていらっしゃる安全なまちづくり推進委員さんですよね。ですから、町のほうでされていいんじゃないかと思うんですけれども。連絡とかとりやすいでしょうし、PTAに声をかけて、教育委員会に声をかけて、町が主体となって、基山の子供を守るのが基山町であっていいと思うんですけれども、町のほうでその取り組みをしていただけないんでしょうか。質問が変わってしまいましたけれども、それをお願いします。

副議長（池田 実君）

ちょっととめます。ちょっと協議してください。

～午後1時52分 休憩～

～午後1時54分 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

時間をとりまして申しわけございません。確かに品川議員御指摘のように、今までは連絡

等は余りとり合っていなかったというのが実情のようでございます。それと申しますのも、やはりそれぞれ地域性というか、その地域の、その地域のということでやっていただいていたということがやっぱり大きいかなと。それともう1つは、全く連絡とっていないじゃなくて、先ほどから言いますように、補導員さんと、それから推進協議会が暗黙のうちに分担し合っておったということもあって、特に連絡会議等は設けておりません。しかしながら、考えてみますと、もっと効率的にやれと、もっとその実を上げるということであれば、やはりそういう連絡網、連絡会議等も必要かなというふうに今私も思っているわけでございます。

その辺につきましては、また検討をさせていただきたいということをお願いをいたしたいと思えます。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

十分検討されて、よろしく願いをいたします。

先日の新聞で、補導員会のほうが青パトをふやし、防犯活動強化という新聞記事が出ておりました。私もちょうどそのときに、町民会館の前に5台ですか、青色回転灯をつけた車かとまっていますので、何かなどは思っておりましたけれども、こうやって新聞を見て、補導員さんも独自の考えで、安全を守るためにどうしようかと、町長が言われている協働のまちづくりを推進するためにされていると思えます。安全・安心で街路灯も設置されておりますし、そうやって多くの方が協力をされております。ぜひその皆さんの気持ちを一本にまとめていただいて、より多くの安全・安心が守れるような体制を早急につくっていただきますよう要望して、この質問を終わります。

次、防犯灯でございます。

防犯灯が設置をされておりますけど、今後の計画については、申請があればということでもありますけれども、商工会のことを言うと、また言われるかと思うんですけれども、商工会が補助をもらって、自己資金も出して立てております。今も営業をやっているところは電気代も払ってついていてと思うんですけれども、その中に二、三軒ですか、消えているところがあります。そこは事業が思わしくなく転居されて、その街路灯だけ残って、電気代が払われていないので、電気がついておりません。これを商工会で払えとか、維持をしているところで電気代を払えというのも少しおかしな考えであります。当然そこは暗くなっております。

防犯上も危険になっております。そこで、区にお願いして、防犯灯をとということで町にお願いすると、新しく100千円か、電柱につければ安く上がると思うんですけども、せっかくそこに電気をつければ明るくなるような外灯があるんですけども、そういったものを電気代だけ町に負担していただいて、もう一回明かりをつけるということではできませんでしょうか。

それともう1つは、各区の組合ごとに昔から、この街路灯を設置する前から防犯灯でつけていらっしゃった方があったんですけども、その組合の事情によって切られているところがあります。外灯はあるんですよ。電気もついているんですけども、これも同じように明かりがついていません。お話をしたんですけども、ちょっと維持が難しいということで、そういったところもこの街路灯と同じように、町のほうで電気代を負担していただけないでしょうか。あるのに、横にまた新しく立ててもらうのも不要じゃないかと思えますし、そんな経費があるならば電気代だけ　もちろん電気代は支払うわけですから、そういった活用はできないものか。現存している電気がついていない街路灯について、町のほうで電気代を負担して明かりをとすことができるのかどうかお尋ねをいたします。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

まず1点、商工会の関係で設置をされて、その後、事情があって切っていると。確かに幾つか私も聞いておりますが、商店街がつけてあるものについては、確かに電気代、それから後の維持管理というのですか、維持管理というのは、当然、取りかえとか、そういうものにおいてはすべて高所作業車、そういうものが必要だということも聞いています。それを町で現実的に負担できんかということですが、現在のところ、大変申しわけないんですが、町で負担というのは考えておりません。

それからもう1つ、区のほうで切れている防犯灯ということで、電気代だけ基山町でということですが、基山町で今まで取り組んでおりますのが、行政組合から行政組合の間というのですかね、組合の中については、あくまでも地元で負担をお願いして今までできておりますので、今切れているところを町で負担というのは、なかなか現実的には厳しいと思っております。

以上です。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

担当は農林環境課だと思っております。

商工会のほうは、その交換とかいう経費じゃないんです。電気代だけ払っていただけませんかということだけです。

地域の各組合から組合の間となっていますけれども、基山の中心の9区とか3区とかは、行政区と行政区がつながっているんですよね。間がないんですよ。でも、そこは暗いところがあるから、ここは自分たちで自主的に立てているわけですよね。そこを行政間、行政間と言われると、3区は 9区もそうですけど、12区もないんですよね、行政組合の間というのは。ですから、ほかのそういう間があるところはされて、実際、1区でも、2区でも、宮浦でもされていると思うんですけども、3区はないんですよね。でも、そこは暗いんですよね、まちの明かりがないからですね。そこに自主的に立てているところに電気代を払っていただけませんかということなんですけれども。では、そこは行政組合の間じゃなくて、暗くても、申請をしても立てないということなんではないでしょうか。防犯灯の範疇には入ってこないから、そこには立てられないということなんではないでしょうか。町としては立てたいけれども、定義上、立てられないということなんですか。

暗くて不安だということに、そんな定義は関係ないと思うんですよね。その地域、地域によって、暗いから立てようとか、危ないから立てようということで防犯灯はつけるんじゃないですか。最初の計画でそういう定義があるのは、それはしようがないと思うんですけども、これだけつけられて、あとどこをしようかという場合に、危険性があるところは、ここに明かりがないとだめですよというのが定義の中に入っていないんですか。その辺のところは絶対入ってこないんですか。それは私はおかしいと思うんですけども。じゃ、町は防犯灯は何でつけているんですか。最初の定義は、安心・安全でしょう。行政区と行政区の間だからつけているわけじゃないでしょう。どちらが先に来るわけですか、町長お願いします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

そうですね、これはあくまでも防犯ということですので、本当に危険性、あるいは緊急性、

この辺はやっぱり前提になるというふうに思います。

今、品川議員言われております区と区の間、それを何で今までのうちに立てなかったのか。大方5年近くなるわけでございますけれども、防犯灯を立てようと、明るくしようというようなことで、たしか500基ぐらいはプラスしたと思うんです。何でそれがその時点で実現しなかったのか、立てなかったのかと、その辺の事情はちょっと私も今わかりかねますので、その辺はやっぱりまた検討しなきゃいかんと思います。あくまでも危険性、区と区の間とかなんかじゃなくて、そういうところはやっぱり危険性、緊急性を尊重してやるべきだと私は思います。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ありがとうございます。この話をするとき、必ず予算がとか、電気代の負担が大きくなるとかいう話が言われるんですけども、それは計画を立てた時点から、町内に防犯灯を網羅してつけるという場合には費用もかかるでしょうし、電気代がかかってくるのも最初からわかっていたことだと思うんですね。それを言いわけとされずに、最初の目的、安心・安全なまちをつくりたいということの方策として、この防犯灯の設置が計画されていると思いますので、最初の目的の達成のために、もう少し緩やかな、定義を変えてでも、安心がふえるようなまちづくりをお願いして、2項目めの質問を終わります。

次に、町の活性化対策について質問をさせていただきます。

都市計画については、(1)のAについては、わかりました。こういった変遷があったようでございます。

イの答弁にあります町の玄関口として多くの人々が行き交う場となっています。それから、庁舎周辺の環境ですね、つなぐネットワークづくりとか、拠点間のネットワークづくりが求められていますということですけども、求められていることに対して、どんなことをされているのか。今後、この拠点間のネットワークづくりをどういう形であらわして計画をしていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

総合計画の中で、駅前については重要な交通拠点のゾーンとして、それから役場周辺につきましては、総合公園、それから体育館、公共施設を集約しておりますので、さまざまな交流のゾーンとして位置づけをいたしております。その間、駅から役場周辺まで来る部分については、やっぱり活力のあるまちということでゾーニングした部分とを接続する、ネット的に接続して、拠点間のネットワークづくりをするということで総合計画のほうに取り入れておりますけれども、現在のところ、こっちで先ほど町長のほうが答弁されましたように、駅については、大体シェルターとか、そういった活動で整備を行っております。しかし、今後はやっぱりソフト面での、ボランティアでされておりますJRウォーキング等の何らかのイベントを計画しながら、そのゾーンの活用を図っていくということをして上げておりますので、今後またそういった対策等については考えていかなければならないと思っております。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

わかりました。

では、次に移ります。

ウですが、市街化区域内で農地の転用率ということで、毎年2%程度行われ、5年間で12.7%転用されているということですがけれども、この2%というのは、計画をされて2%なのか、それとも民間が商業施設やアパート等を建設して、結果として2%なのか。5年間で12.7%も計画したものなのか、それとも民間の活力でやっていただいているのか。

総合計画の基本計画に、施策の方向で土地利用の適正な誘導ということがされております。それから、市街化の適正な誘導、集落環境の適正な誘導と。誘導というのは、町がそういう施策を打って主体的にされているものが計画の中に上げられる誘導だと思いますけれども、その結果がこの農地転用が2%、5年間で12.7%なのかお尋ねをいたします。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほどの農地転用の状況についてでございますけれども、これは町のほうで具体的にどうということをするという方策を出して、それで転用が進んだということじゃございませんで、民間等の開発等によって、5年間、毎年2%程度の転用があつているということで町長が答

弁を申し上げているわけでございます。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

わかりました。

では、2項目め、第4次総合計画についてですね。

第4次総合計画、それからマスタープランの中にも、基山町の将来フレームとして、平成22年、来年ですね、1万8,900人という数字が上がっております。この数字の根拠は何でしょうか。

それから、1万8,900人にするということだと思えますけれども、その対策として、企業誘致、これはいつか町長が、もう企業を誘致する土地がないというお話もされたと思えます。企業を誘致しなければ、次の雇用体制ですね、雇用も難しいと思っております。答弁ありました旭化成にマンション建設を計画どおりしてほしいという答弁も何回も聞いておりますが、時間がございませんので、まとめて3点質問をいたします。

1万8,900人の数字の根拠ですね。それから、企業誘致はどの場所に考えていらっしゃるのか。旭化成のマンション、けやき台に2棟建つ計画ですけれども、これは建つのか建たないのか。建つとすれば、何年後に建つのか。個人的には無理だと思っているんですけれども、無理なら無理と、はっきりおっしゃっていただくと、最初の1万8,900人の根拠、それから将来2万1,000人という数字の根拠もまたお尋ねしますので、この3点について質問をいたします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、第4次総合計画のときに、人口フレーム設定については、かなりの議論がっております。これにつきましては、現在の基山町を第2次総合計画、第3次総合計画で整備してきた中には、けやき台団地につきましては6,000人程度の人口を張りつけるということで、まちをつくって、ハード面を整備いたしてきております。その中で、人口フレーム、将来人口を2万1,000人といたしております。ですので、旭化成のマンション計画については、町としては整備を図っていただきたいというのは、ここの人口フレームをセッティングした第

1の目的でもあります。

それと先ほど言われました企業誘致については、あと3企業ばかりが企業誘致の中で進んで、基山町を選んできていただいたわけですがけれども、昨年末からの景気不況によりまして、今のところ進出等もまだなかなかわかっておりませんけれども、企業等が進出してきた時点では、かなりの人口も定着するような形をお願いしていこうと思っております。

それからまた、ここに書いております雇用要請等ということで上げておりますのは、鳥栖市にもかなりの人口が来ておるので、できれば近隣市と雇用協定を結んで、基山もその地元の一つとして、雇用要請の地元雇用という形をとれないかということで再三近隣市町と協議をしましたがけれども、協定まではなかなか難しいという回答をいただいております。

以上です。

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

時間もありませんので、とりあえずマンションを建ててほしい、近隣市と提携して雇用をしてほしい、それから農地転用も民間の活力で2%行いましたということになると、基山が自主的に何をされたのかなということもあると思います。これだけの規模の総合公園で、庁舎をつくり、総合体育館をつくり、町民会館をつくって、これから借金をどんどん返していくわけですがけれども、その前提として、税収が必ず要りますから、この税収確保のためにも人口が、より多くの方に住んでいただいて、働き手が町内に住んでいただかなければいけないと思っております。

その中で、都市計画の住宅を建てる場合、建ぺい率が確か40%ということがあります。鳥栖だと50%。鳥栖の都市計画では、第1種低住宅専用地域で50%です。この1つを鳥栖と合わせてみるだけでも、いろんな方に住んでいただく条件の中にも、ちょっとしたことでもどんどん変えていって、目標の2万1,000人ですね、将来。このマスタープランは20年後ですから、20年後、2万1,000人になるような具体的な計画と進行を今やっておかないと、今始めておかないと夢になってしまうと思いますので、せっかく第4次総合計画、町民の方に入っていただいてつくった計画ですので、夢をかなえるように実現性ある対策を要望して、質問を終わります。ありがとうございました。それから、済みませんでした。

副議長（池田 実君）

以上で品川議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～ 午後 2 時 18 分 延会 ～